

長橋本集蔵(第四七三三三)

国立公園大会の北海道開催に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二二二号)

都市における、尿処理の対策確立に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二三三三三)

国民健康保険事業の強化措置等に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二四四四)

失業対策事業の拡大等に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二五五五)

失業対策事業就労者に夏期手当及び期末手当支給の制度化に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二六六六)

社会保険医療費負担制度の実施に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二七七七)

清掃施設の国庫補助に関する陳情書(札幌市議會議長齊藤忠雄)(第五二八八八)

町村における環境衛生施設の整備充実に関する陳情書(松山市一番町愛媛県愛媛自治会館内愛媛県町村会長末永芳朗)(第五二九九九)

国民健康保険法の一部改正等に関する陳情書(松山市一番町愛媛県自治会館内愛媛県町村会長末永芳朗)(第五三〇〇〇)

保健所医師の定員確保等に関する陳情書(東京都議會議長内田道治外九名)(第五四九九九)

は本委員会に参考送付された。

本日、の会議に付した案件

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三)

じん肺法案(内閣提出第四四四)

労働関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及びじん肺法案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。伊藤よし子君。

○伊藤(よし子)委員 じん肺法の改正にあたりましては非常に関係各方面の関心や、患者の間に不安を巻き起こしておられまして、社会問題も含むような重大な法律であると思ひます。もう三月も半ば過ぎになりました、今初めてこの法案の審議が始まるわけでございますが、このじん肺法につきましては審議が、何やかやでも労使の意見も完全には一致していません。またこの法案が提出されたようでもございまして、この短い時間の間には十分な各方面の、大衆の意見なんかも反映されないうちのうたございまして、たとえば愛知縣なんかにおきまして、こういうじん肺の出る関係の地方では、各地方議会におきまして議決などをしておりまして、これは一つの例でございますが、陶器の出す市議会で、これは二月の十六日でございますが、市議会で意見をまとめて議決をしたというのが私どものところへ出ております。これはほかにも同じようなことが、常滑市やあるいは他の県にもあるようございまして、参考のため、私はこれを読んでみたいと思ひます。「じん肺法制定ならびに労働者災害補償保険法改正に関する要綱について」愛知縣瀬戸市の議会でございますが、その「主旨」といたしまして「じん肺法の制定ならびに、これに伴う労働者災害補償保険法の改正に当り、つぎの諸点について、ぜひとも考慮を要する」と。①粉じん作業員に対する、年一回を原則とするじん肺健康診断を規定し、患者の早期発見をはかるほか、予防措置についても、具体的規定を設けられたいこと。②じん肺療養者に対しては、その期間中、休業補償として賃金の一〇〇パーセントを支給すること、賃金スライドが簡単にしかも確実にできるように、措置されたいこと。③療養費については、自宅療養の場合にも、全額を支給するようになされたいこと。④遺族給付については、療養期間の長短にかかわらず、賃金の一、〇〇〇日分を支給するようになされたいこと。⑤現在、けい肺特別保護法および、同臨時措置法の適用をうけている者の経過措置については、補償条件、補償率が引下げられないよう、適切な取扱いを講じられたいこと。⑥そういうようなことを議決いたしました私どものところへ陳情がきていますのでございまして、このように各地方に非常な重大な関心が高まり、社会問題化しておる際でございますので、私はわずかな短い時間では十分なる審議が尽くされないうちのうた思ひます。この点につきましては、いかく恒久的立法をお作りになるならば、いさ少し慎重な審議を尽くしまして、期間をかけたまじりにおやりになる意思はないか。暫定的に、いま一年でも暫定法を延ばしておきまして、恒久立法をおやりになるような意思はないか、最初にそれ

を伺っておきたいと思ひます。

○松野國務大臣 今回のじん肺法は、昨年のときに審議を開いて一年以内に法案を出せという約束で、政府はその通り実施いたしました。この提案をいたしましたのは昨年の十二月の二十九日だと記憶します。約九十日の予定をもつて急いで成案を得て提案をいたしましたわけでありまして、三月三十一日で切れるという重要な時期もございまして、政府としては慎重な態度をとり、しかも迅速に成案を得るよういたしましたわけでございます。これをさらに一年延ばすということは非常に不可能なことである。なお今回は新たにけい肺からじん肺に変わっております。同時に労災保険の方は新しく重要な病気がみな入っております。そうすると一年かりに延ばしたというならば、新しく今入る他の重症患者は全然入れなくなるという問題も出て参ります。なおけい肺からじん肺に広がっておりますところもございまして、しかも三月三十一日という期限がついておるので、この三つの点から、政府としては絶対延ばすことは無理だ、その意味で提案をしておりますので、なるべく迅速に御審議をお願いしたいと心からお願ひするわけでありまして。

○伊藤(よし子)委員 ただいま労働大臣のお言葉の中に、急いでという言葉がございましたが、非常に気の毒なじん肺患者に対して、非常に重大な関心の的でございます。ただいま申し上げますような社会問題化する点もございまして、よく関係地方の大衆の意向なども反映するような機関、たとえば公聴会なんかもお開きになって十分審議を尽くす意味におきまして、なお一年くら

いの期間をお待ちになって慎重な審議をお尽くしになる必要があるのじやないか。わずかな短い時間では十分でないと思ひます。

それにつきましては逐次これから申し述べたいと存じますが、今回政府が御提出になりましたじん肺法案と労災法の一部を改正する法案につきまして、これはじん肺法の方で健康管理、予防をなさまして、それから補償の部分で労災法の一部改正という形で長期療養者に対する補償を行なうとしておられるのであります。申し上げてもなく、じん肺は予防が非常に困難な上に、病状が慢性的に重くなる進行性の疾病でございまして、また現在医学的にも根治療法がなく、死に至るまで進展するという特殊性を持った職業病でございまして、このことは、一九三四年のILOの総会でもすでに放射線障害や、昨年のわが国でもよくよく問題になって参りましたベンゾール中毒などと同様に、けい肺が職業病として取り上げられておりまして、労働者職業病補償に関する条約として採択されていることから明かでございます。今回政府のじん肺法案が単にけい肺のみではなく、石綿肺、アルミニウム肺等、広くじん肺一般を保護の対象とされたことについては大へんけっこうと思ひますが、しかしじん肺の多く発生いたします鉱山や炭鉱、窯業等の産業は、日本の産業経済上また国民生活の面に必要欠くべからざる産業でございまして、このような産業に働く人は今日防護マスクなどをしまして、一定の予防措置を講じておられ、なおかつじん肺の発生を防ぐことは非常に困難でございまして、完全な予防措置をと

れば労働力が著しく阻害されます。ですから予防ということが非常に困難でございます。しかもだれかがこのような粉塵を浴びて、石灰や鉱石を振り出し、れんがを作ったり茶碗を作らなければなりません。こうした社会の必要性から生まれてくるような非惨なじん肺病に対して、現行の措置法を改正してじん肺法を出しになるという御趣旨は私も大へんけっこうだと思っておりますが、せっかく恒久立法として御提出になるとしたら、ほんとうに慎重な審議をされまして、そして関係地方、関係労働者の意向などもよく取り入れまして、いまだ一歩進めて総合的、抜本的な職業病全般に対する予防、健康管理、補償、一括しました単独立法として御提出になるべきではないかと考えますが、いまだ一度この点について大臣のお考えを伺いたいと思います。

○松野国務大臣 ただいまのお話もありましたように、けい肺だけが職業病だと限定する時勢はもう過ぎて、産業病的な観点から、産業人を保護するという方に前進せんと、今後においてベンゾール中毒にはベンゾール中毒の単独法を作らなければならぬ、潜水病には潜水病の単独立法を作らなければならぬ、ということでは、やはり広い意味において安全性がない、また産業に働く者にとっては安定性がないという意味で、こういうものはすべて入れるのだという大きな方針を示すことが、産業人に対する一つの非常に大きな功績じゃないか。今まではけい肺だけで済んだかもしれせん。今回はいろいろな病氣、いわゆる重度の産業災害がみな入るので、もしかりにこ

の法案が三月三十一日に通りますと、その方たちは絶対に入れないのだといえは非常に不幸な事態を招くのではないか。けい肺だけに限らずに議論するよりも、産業病という広い意味から議論しなせんと、けい肺だけは臨時立法であつたからいいが、ほかのものにはないから、そうなるという方は非常にお気の毒な立場をとる、これは将来の産業のために不安定だ。今回のものはアルミニウム肺も入っております。放射線も入っております。総合的な、いわゆる産業的な重度の災害を今回は含めたもので、これは労災保険の改正の方に入っております。従つて今回はけい肺にはじん肺というワケを広げ、労災保険の方にはあらゆる重度の産業人を補償するという新しいワケを設けております。従つてその意味では、一般労働者については非常に大きな幸福を目の前にもたらす法律であります。従つて私たちも慎重にやりました、しかも時間的には迅速な作業をいたしました。今回出したわけで、政府としては数年以来の議会におきましても議論の多いところでありまして、審議会を作り、その答申を得て、時間的には非常に忙しい中におきましても、四月という目標をきめて迅速に事務処理をいたしましたわけでありまして、政府としては慎重審議の結果でありまして、提案はどおりして十二月中にいたさなければ議院に御迷惑をかけますので、十二月中にこの法案だけはほかの法案よりも急いで、迅速に出したのであります。

○伊藤（よ）委員 労災法の方では入っているとおっしゃいますけれども、今の大臣のお言葉で、私がしるうとてよ

くわからないのかもしれないが、今度のじん肺法の方ではじん肺だけでありまして、放射線やベンゾールその他の職業病全体のものが入っていないように考へます。その点について一つ私が考へますのは、元来労災法といふものは偶発的な事故を中心として作られていゝる点から考へましても、ただいま申しますような、あるいは大臣がおっしゃるような放射線その他ベンゾールなども入ったような職業病といふもの、産業病とおっしゃいましたか、そういうものとただいま申しますような偶発的な事故による災害も同一な範疇に入れた同一な扱いをするといふことは、職業病に対する企業主の責任と国家の補償という特殊な観念をむしろ弱めることになりはしないかと思つたわけでございまして、そういう点についていまだ一度お伺いしたいと思ひます。

○湯谷政府委員 ただいま御質問のございました職業病予防対策の問題でございますが、職業病につきましましては、確かに従来のけい肺のほかにも今回新たにじん肺といふふうに対象も拡大した、そのほか放射線障害とかあるいはベンゾール中毒の問題であるとか、いろいろな職業病があるわけでございまして、この職業病につきましましては、ただいま先生も御指摘になりましたように、予防をいかに完全にするかといふことが最も重要なことでございまして、その当該の職業病についての予防の方法が、その疾病ごとに個別的に内容が異なつてゐるわけでございまして、従ひまして私どもの方針といたしましては、当該の個別的な職業病の特殊性に依つて了した予防の方法を講じて参る、こういう基本的な方針をとつておるわけで

ございまして、昨年の七月一日から電

離放射線障害につきましては、それについて、単独の予防規則を制定いたしましたので、これはすでに施行されておるわけでございまして、今回またさらにベンゼン中毒につきましては、御承知のように今年の一月からベンゼンのりの製造なり販売を禁止する省令がすでに施行になっておるわけでございまして、今回新たにこのけい肺の対象をさらに拡大いたしました、じん肺全般についての予防をいかに講じていくかといふことについての単独法案を、ただいま提案いたしました。御審議をいただいておるわけでございまして、さらに引き続きまして、このベンゼン等の有機溶剤による中毒をいかに防止していくかといふ問題、さらには高気圧作業による障害をいかにして予防していくかといふ問題につきましても、それぞれ個別の規則を設けるべく、現在中央労働基準審議会に諮問中でございまして、それぞの専門部会においてただいま御検討をお願いする段階でございまして、以上申し上げましたように、職業病につきましましては、それぞれの職業病の特殊性に依つた具体的な予防方法を研究して、逐次これを規則にして公布して参りたい、こういう基本的な方針に立つておるわけでございまして。

○伊藤（よ）委員 そういふ職業病全体の対策をお立ていたしたと同時に、ただいま私が申し上げましたように、補償の方は労災法で行なわれるわけでございまして、労災法といふものは、ただいまも申し上げましたように偶発的な事故を中心として行なわれるものでございまして、職業病に対する一貫した補償を行なうべきだと考えますが、そ

の点についてお伺いしたいと思ひま

○湯谷政府委員 ただいま申しましたように、職業病については、その予防の問題と、すでにその疾病にかつた場合にその補償をどうするかという二つの問題があるわけでございまして、予防につきましましては、ただいま申し上げたように、それぞれの疾病によつてその予防の方法が異なつてくる。従つてその特殊性に依つた個別的な予防の方法を逐次規則あるいは法律によつて制定して参りたい、こういうふうにお答え申し上げたのでございまして、補償の問題になりますと、この問題はまた別でございまして、補償について、それぞれの当該の疾病によつてどうするかという問題は、それほど重要な問題ではないわけでございまして。従来も、この労災補償保険法におきましても、職業病あるいは産業災害、いわゆる偶発的な事故によつて発生する災害も含めて、両者を含めて労災補償保険法によつて補償を実施して参つたわけでございまして、そこで、今回のじん肺法案あるいは労災補償保険法の改正法案を御審議願ひましたけい肺審議会あるいは労災補償審議会、中央労働基準審議会等におきましても、この点は一年有半にわたつて各方面から慎重な検討を加えたのでございまして、その結論をいたしまして、予防につきましてはじん肺法という単独の法案でこれを措置する、ただし補償につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、ただいまじん肺だけではな

か、あるいは放射線障害であるとか、せき損患者あるいはけい肺患者と同様に、

非常に治療の困難な病気がたくさんあるわけでございます。従いまして今回の根本的な改正を考へる場合には、従来のけい肺患者あるいはせき損患者に限定することなく、ほとんど同じような非常に治療が困難で長期に療養を必要とする疾病に對しましては、同じような考へ方によつて長期に補償する必要がある、こういう考へ方に立つて、それは一括して労災補償保険法の中で措置することが適當である、こういう結論が出ましたので、その線に沿つて今回の改正法律案を提出いたしました次第でございます。

○伊藤(よ)委員 ただいまのお話の中でも私はまだわからないのでございすが、こういうような不治の傷病の発生する責任の所在でございす。今回の改正によりまして、業務上の傷病に關する使用者の責任がどうも不明確で、あいまいでございまして、長期傷病者に対して打ち切り補償を支払つたものとみなされて、解雇の制限の義務を解除されておるわけでございますが、この点は大へん重要な点だと思ひます。長期傷病者の家族は、解雇によつて今まで受けておりました社宅から追われまして、あるいは今まで受けていた各種の厚生施設などの利用もできなくなるわけでございます。この点は一定の長期療養期間中は解雇を制限すべきものと考へますけれども、その点についてもう一度お尋ねいたしなす。

○滋谷政府委員 現在の労働基準法におきましては、第十九条におきまして、使用者は、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間を解雇し

てはならないという規定が設けられてございまして、そのただし書きにおきまして、ただし使用者が第八十一条の規定によつて打ち切り補償を支払う場合はこの限りでないということ、第十九条第一項の解雇制限の規定から除外される、こういう建前をとつておるわけでございます。今回の改正法案におきまして、御承知のように長期傷病者補償、いわゆる年金制度による補償が講ぜられておるわけでありまして、この長期の補償は、その実態から見まして、從來打ち切り補償の場合には、御承知のように分割支給の場合は六年間に限定されておつたわけでございますが、けい肺とかあるいはせき損というやうな長期の療養を要するものにつきましては、六年間の補償では十分ではない。従つてこういうやうな長期の療養を要する疾病につきましては、その療養を必要とする期間はすべてこれを補償して、いこうという考へ方が、今回の長期傷病者補償の考へ方でございます。

従つて、この長期傷病者補償制度を採用すれば、從來六年間に限定されておつた補償よりも、はるかに広範で厚い補償がなされるわけでございます。その点におきまして、その実態から見まして、第十九条のただし書きの打ち切り補償以上の補償がなされるわけでございます。これは打ち切り補償とみなすというので、十分これは考へ方としてはつじつまが合ひ、こういう考へ方に立つてこの措置を講じたわけでございます。

○伊藤(よ)委員 つじつまは確かに合ひが知れませんが、現実の問題として、ただいま私が申しま

したように、八十一条によつて打ち切り補償が行なわれて事業主の責任が解除されるわけでございます。そういういたしますと、社宅などにおつた人も出なければならなくなるわけでございます。で、長期療養を見るとき観念は大へんけつこうなんでございますが、現実の問題といたしまして、家などを外で探さなければならぬと、いろいろな受けておりました各種の厚生施設なども使えなくなるわけなんです、この点はどう少し解雇を制限するように私はすべきだと考へるわけでございます。で、こういう点もつと検討していただきたいと思ひます。

次の問題に移りますが、先ほど、補償の問題はそれほどでもない、予防が第一だというやうなことをおっしゃいましたけれども、患者にとりましては、やはり一番切実な問題は補償の問題であると思ひます。今回の長期給付の基礎になります平均賃金の算定の方法でございますけれども、これは御存じのように、労働基準法に定める休業に至る最終三カ月の平均賃金の二百四十日分というふうになつておるわけでございます。この場合に、じん肺なんかによりまして療養をしなければならなくなつて療養を必要とするやうな場合には、すでに症状も進行してございまして、いわゆるけい肺なども出てございまして、労働能力が非常に低くなつて、そのころには稼働日数も少なくなつて、従つて毎月の収入も少なくなつておる。たとへば、場所によつては、今まで探掘夫であつた人があるいは小使になるというやうなこと、その長期療養になる前の三カ月の平均賃金というのは、最初三万円

くらいもつた人が、一万円とか一万二、三千元というやうな状態になる。職場などを転換いたしましてからその最終の三カ月の平均賃金という算定の仕方は、じん肺の方などには非常に気の毒なことだと考へるわけでございますが、この点は諸外国なんかの例をとつてみましても、業務上の災害あるいは長期傷病者に対する補償は、多いところでは一〇〇%になつておるようございまして、少なくとも八〇%というのが通例でございます。また今回の政府案は、じん肺の方は第一種と第二種とに分けて、入院と自宅療養との給付を差別しておられます。御存じのやうに、じん肺の患者には特別に牛乳とか卵その他の栄養物の補給が、医学的に言つても一般の病氣の人より以上に必要とされております点から考へまして、一種、二種の区別なく、最低八〇%くらいの給付はすべきだと考へるのでございすが、この点につきまの政府の考へを伺いたいと思ひます。

○滋谷政府委員 最初に御質問のございました平均賃金の問題でございますが、これにつきましては、確かにじん肺患者のやうに、ある程度の症状の段階にきまして職場転換が行なわれる、そのためにその受け取りました賃金額が相当低くなつた。その事由の発生した前三カ月の平均賃金で算定した場合に、その労働者にとつて補償額が不当に低くなる。こういう問題は確かに予想されるのでございす。そこで私どもは、この法の施行に当たりまして、そういうやうな具体的な事例が発生しました場合には、この基準法第十

二条に平均賃金の定め方に対する特例の規定が設けられてございまして、第一項ないし第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、労働に關する主務大臣の定めるところによる、という規定があるわけでございます。従いまして、私どもは具体的なケースについて、そのやうな労働者にとつて著しく不当な平均賃金の結論が出るというやうなことが予想される場合につきまして、この第十二条の第八項の規定の運用によつてそのやうな不当なことのやうに對処して参りたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

なお、第二番の御質問の傷害補償の問題でございますが、これはたゞいまも御指摘がございまして、入院に入院療養の場合と通院療養の場合と、その補償額を分けて考へてゐる、それはどういう考へ方に立つてのことであるかというお尋ねのやうであります。今度の長期補償の制度におきましては、とにかく療養を必要とする期間は終始これを見ていくという基本的な考へ方に立つておるわけでございます。そのうち、その実態を見ますと、病院に入院しないで自宅で療養しながら必要に応じて療養を受ける、いわゆる通院療養の場合、そうではなくて入院を必要とする患者の実態との間には相当の隔たりがあるわけでございます。從來の平均的な数字でございすが、これを申し上げてみますと、じん肺、せき損その他を含めまして長期療養する場合に、通院療養としてどの程度年額かかっておるか申しますと、平均いたしまして三万二千元でございす。これは月平均にいたしますと三千元に

満たない非常な少額になっておるわけでございます。これに反しまして、入院の療養を受けている人の入院に要する額はどの程度かと申しますと、これも平均で申し上げますと、年額で二十四万四千円、相当巨額の療養費を必要としておるわけでございます。このように実態が異なっておりますので、その実態の上に立って両者を分けて考えていくことが適当であらうというふうに私は私どもは考えたわけでございます。従いまして、通院の療養者の場合は医療費が非常に少額でございますので、その大半は生活の保障に重点が置かれておるわけでございます。従って、そういう人につきましては平均賃金の二百四十日分を支給する。これに對しまして、入院療養を必要とする方は、ただいま申し上げましたように二十四万四千円という非常に高い金が必要でございます。これは全額労働者補償保険の方で見るといたし、そのほかに生活費的な考え方といたしまして平均賃金の百八十八日分を見る、こういう考え方の方が実態に即した適当な考え方であらうということで、こういう考え方をとったわけでございます。

○伊藤(よ)委員 最初の問題について、もういろいろ実例があらになるかどうかという点、それから最後の一種、二種との関係でございますが、私どもは政府のそういう算定の基礎は、どうもおかしい、実情に沿っていないように思われるわけでございますが、その点についてはあとでほかの委員からも御追及があると思いますので、それだけ申し上げて次の問題に移りたいと思います。

次に、厚生年金保険法の傷害年金との関係についてでございます。けれども、今回の政府案では、長期補償を受ける労働者が傷害年金または廃疾年金を併給される場合は、国及び使用者の負担による部分として傷害年金の五七・五%、廃疾年金の七〇%に相当する額を減額するというものになっておるわけでございます。この点について、本来厚生年金保険に加入していたものは、私は当然支払いを受けるべき権利があると思うのでありまして、これを減額するということは、私どもにとつてはどうしても納得できません。まして、もし全額支給いたしまして、平均して二千円程度の非常に少額なものでございまして、先ほども申しましたような状態における平均賃金の六〇%にも満たないような長期療養給付者にとりまして、せっかくの厚生年金が減額されるといふようなことは、私は忍びがたいところだと思つてございまして、この点についての政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○澁谷政府委員 御承知のように、厚生年金保険法の規定によりまして傷害年金につきましては、業務上と業務外とを二つを含めてその支給の対象としておるわけでございます。従いまして、その業務上の疾病による傷害年金につきましては、労災補償保険法の面とダブった面があるわけでございます。従いまして、従来もこの第一種傷害補償費の支給につきましては、厚生年金法との調整の規定が現行法のもとにおいてもあるわけでございます。ただ従来この打ち切り補償費として支給されておりました分につきましては、これは年金とは別個の性質のものでございまして、調整の規定がなくて重複して支給されておつたわけでございます。が、今回のこの打ち切り補償費の制度にかえまして、年金制度としての長期傷病者補償制度が設けられることになりましたので、両者同じように年金の性質を持つことになったわけでございます。といたしますと、厚生年金の場合も労災補償保険の場合も、同一の事由によつて発生した同一の障害につきまして、同一の使用者あるいは国から二重に補償費が支払われるということになるわけでございます。従いましてこれは完全なる二重給付と申しますか、ダブった支給になりますので、政府と使用者が負担した分だけは差し引きまして、労働者の支払った分につきましては、もちろんこれは併給をする、こういう考え方をとつたわけでございます。

○伊藤(よ)委員 その点の御説明について、私は法的なことはあまりよくわかりませんが、現実の問題としてただいま申しますように、非常にわずかな給付の中でまた引かれるということになりましたら、手取りはほんとうにならなくなつてしまつて、問題に、もう少しこの点も研究して、實際患者にとつてみじめな状態がないように、まだ私は検討していかなければならぬ問題だと考へておる次第でございます。こういう点についてはまだ問題が非常に残つておるわけでございます。従つて、また同僚の方からも御質問がその点にあると思つたので、一応そう申し上げておきたいと思つたので、次に移りたいと思つたので、

と、一年から六年までの間に段階をつけ、一年から六年までの間に段階をつけて年々遺族給付が通減することになっております。一家のおもなる働き手がいつ失われましても、遺族にとつての打撃というものは同じことでございます。まして、むしろ長く病んでおればおるだけに借金なんかふふえたり、家族の生活も現実には苦しくなつてきておるはずでございます。政府がこのように遺族給付を減額されていった根拠がどこにございまして、また遺族の生活の再建のためにはいつ死亡しても、現在の労災法では業務上の理由で死亡した場合に一時金として千日分の遺族補償金を支給するということになっておりますが、そういう点から考へまして、療養の期間の長い短いで減額されていく趣旨のものではないと考へるわけでございます。この遺族給付の通減されていった根拠がどこにあるのか、その点を伺いたいと思つたので、

○澁谷政府委員 今回の長期傷病者補償制度の考へ方は、従来の打ち切り補償制度との関連において考へ出された制度でございます。従来の打ち切り補償制度の考へ方は、御承知のように三年間療養をしてもなおらない場合において、使用者は千二百日分の平均賃金を支払ふことによつて、それ以後の療養あるいは休業、遺族補償、そういう一般的な補償の責任を免れるという考へ方に立つておるわけでございます。従つて今回は従来の打ち切り補償にかえて長期の年金による補償制度を考へたわけでございますので、そういう考へ方にとつては、その遺族補償の問題も生じてこないわけでございます。しかしながら、とにかく打ち切り補償制度の中に

んの中にもたくさん肺の方がございます。こういう人々を政府はどういうふうにして保護措置をとっていくか、そういう点について何かお考えになつてゐる点がございますら伺つておきたいと思ひます。

○滋谷政府委員 従来の労働基準法及び労働者災害補償保険法によつて、けい肺患者なりせき損患者というものが補償を受けておつたわけでございませう。ところが基準法並びに労働者災害補償保険法の療養期間をもつては、とうてい病気が治癒しない、さらにもつと長期の療養を必要とするという事態が起きてきて、四年前にこのけい肺、せき損に対する特別保護法が制定されたわけでございませう。その特別保護法の制定の際に、従来もそのときにすでに基準法なり労働者災害補償保険法の支給を終わらして、その関係におきましては完全に、俗に言いますと縁が切れた、そういう人々の措置をどうするかという問題が特別保護法の制定の際に非常にやかましく議論されたわけでございませうが、法律の一般原則の考え方から申しまして、いわゆるそういう場合に法律が施行されてからの事態に対して適用されるのが一般の原則論であることは言うまでもないわけでございまして、その点は非常に議論のあつた点でございませうが、結論といたしましては、この法律の施行後の事態に対してこの法律を適用していくという考え方が通つてゐまして、それ以前に縁が切れておつた、そういう人々には、これはまことに遺憾ではございませうけれども、こういう特別保護法の適用は受けない。従ひましてそういう方々につきましては生活保

護なり、あるいは一般の社会保障という面で保障を考へていくべきである、こういう考え方に立つて現在まで臨時措置法につきましても同じような考え方が踏襲されてきたわけでございませう。今回のこの改正法案は、そのようないきさつで制定、施行されて参りました特別保護法なり、あるいは臨時措置法の適用を受けている人々の療養の期間がすでに切れてくる、そういう事態に対して根本的な対策を考へるべきであるということから、この改正法案が考へ出されたわけでございませうので、私どもはその従来の考え方の上で、私どもは、すでに数年前に縁が切れておるといふような方々につきましても、今回の改正法案においてもこれを適用外とするという考え方をとつておるわけでございませう。

○伊藤(よ)委員 ただいまの縁の切れ人という人は、全国に何人くらいございませうか。そういうお調べはございませうか。

○滋谷政府委員 ただいま手元に資料がございませうが、一つ後刻調査いたしました、ありましたら御報告いたします。

○伊藤(よ)委員 それからいま一つお尋ねいたしましたのが、自営の石屋さん等に対しまして、けい肺の人がたくさんあると思ひます。こういう人は、この法律とは違つたわけでございませうが、何らかの救済の措置を、今はできないでも、お考へになつておるかどうか。そういう人をどういうようにして救ひ上げていくかという点につきましても政府はお考へになつておられますか。

○滋谷政府委員 これは労働補償保険法の一般の問題であります、法律の建前といたしましては雇用されてゐる労働者に対する補償の制度でございませうから、そういう一人親方というものは、いわば入りにくい性格を持つておるわけでございませうが、いわゆる一人親方というものは一方において使用者であると同時に、他面を見るときは労働者である、こういう二重の性格を持つておられますので、そういうような必要がある場合におきましては、そういう一人親方が集まりまして組合を作りまして、そうしてその組合を使用者という形式にしまして、任意加入の形式によつて労働補償保険に入行されておるわけでございませうから、そういう場合は、今後におきましても組合を作つて、組合を使用者として労働補償保険に任意加入する、こういうことが可能であるわけでございませう。

○伊藤(よ)委員 それから年金のスライド制のことでございますが、現在労働基準法の七十六条によりまして、休業補償費の改訂ということと、同一事業場の同種労働者、同一条件のもとにおいてスライド制が設けられてゐるわけでございませう。このスライド制の計算の基礎でございませうが、毎月の勤労統計によつておられると思ひますが、その勤労統計自体の計算の基礎でございませう。それをちょっと、私はよくわかりませうので、どういうふうな計算の仕方をしておられるか伺ひたいと思ひます。現在労基法で、二〇%ですが、一般の労働者の賃金が上がった場合に上げるということになつておられますけれども、その計算をされるのが毎月の勤労統計によつてございませうね。その勤労統計はどういうふうなお調べ

の仕方でおられますか。それからいま一つ、昭和三十年ごろから実際のようになつてきておられますか、そういう点もちょっとあわせて伺ひたいと思ひます。

○滋谷政府委員 毎月勤労統計につきましては、これは全国のサンプル調査でございませう。原則といたしましては三十人以上の労働者を雇用してゐる事業場につきまして、全国の各産業別に適當の母集団を作りまして、それについてのサンプリングの調査をいたしまして、その結論でこの全産業の労働者当たりの賃金給与といったような重要な労働の指標となるような統計が毎月出されておるわけでございませう。これを基礎にいたしまして、全産業の労働者一人当たりの平均給与額が二〇%上がったという下がつたという場合に、この平均賃金をスライドする、こういう考え方が採用されておるわけでございませう。なおただいま後段御質問のございました三十年以降において実際にどういふようなスライドが行なわれておるかという点につきましては、ただいまお答えいたします。

○村上説明員 ただいまでございます。毎月勤労統計からの調査によりまして、ちよつとこれはおわかりにくいと思ひますが、三十四年を一〇〇%といたしまして、過去に振り返りましてどうなつておつたかという数字を申し上げますと、三十三年は一〇六、三十二年は一〇六、三十一年は一一一、三、三十年は一八、三、二十九年は一二三、二といふような指数が出ております。これはあまりこまかいのでおわかりにくいと思ひますが、大づかみに申しますと、昭和三十年当時と現在とを比較いたしますと約二五%に近い上昇を見ております。

○伊藤(よ)委員 そういたしますと、四年ぐらひかかつて二五%は賃金が上がつてゐるわけでございませう。一般の賃金がそういう四年かかつて上りまして平均賃金の六〇%しかもたへなくて、それを四年間なり、今後下がるかどうかわかりませんが、四年間も待つておれないと思ひます。物価がその間も上がつてゐるわけでございませうので、こういう二〇%以上上がった上り上げるというふうなものは、長期療養者にとつては非常に響いてくると思ひます。せめて私は、一〇%ぐらひ上がついたら上げていくというふうな方に小刻みにしていただかないと困ると思ひますが、この点について政府の見解をもう一ぺん伺ひたいと思ひます。

○滋谷政府委員 スライド制度を採用する場合におきまして、平均賃金の上がり下がり刻みが二〇%を基準とするか一〇%を基準とするかという、これは技術的な方法の問題でございませうが、これはあまりにもその上げ下げの基準を小刻みにいたしますと、そのつどその手続が非常に煩瑣になる。また他面において制度として安定性という点から見てもいろいろ問題があるわけでございませう。そのようないろいろな点を考慮した結果、現在の基準法におきまして二〇%程度の刻みが妥當であらうという考え方に立つて現行法のスライド制が採用されておるわけでございまして、私どもは今の日本の経済、物価の情勢から見まして、やはり基準法の二〇%を基準としてスライドを考へていくという方が

より現実的であろう、制度の安定性という面から見ても妥当であろうという考え方に立っておるわけでございます。

○伊藤(よ)委員 制度の安定性という点ではなくして、何もかも全く患者自体に、物価が上がって参りますとすぐ響いて参ることで、特に給与がわずかなんですから、病氣をしておる人には大へんこういう点も現実の問題として響いて参りますので、制度の方を、大へんめんどろですけれども、いまだ少し小刻みにやっていく必要があるのではないかと考えておるわけでございますが、そういう点についてもまだ私はいろいろな問題点があると思ひます。

最後に、御質問と申しますより、要望のようになるわけでございますが、けい肺の臨時措置法の改正にあたりましては、これが改正されることになりましてから、全国の各地からけい肺患者、せき損患者より、私どもには毎日のように非常に深刻な陳情が殺到して参ります。最初にもちよつと触れましたが、少なくとも、現行の臨時措置法よりも今回の改正によってほんとうに患者が喜ぶような改正が行なわれればけっこうでございますが、長期療養ができるという点におきましては、その観念は大へんけっこうでございますが、現実的に打ち切り補償がなくなりまして、現在病氣の人たちは、打ち切り補償がもらへることをあてにして、借金などいろいろしております人がたくさんございまして、そういう人たちにとりまして、打ち切り補償がなくなつて、生活保護程度のような、平均賃金の六〇〇程度の給与でもって死ぬまでいるということは、めんどろを見ても

らえるのはありがたいわけなんでございますが、打ち切り補償がなくなるといふ点で非常に大きな打撃を受けるわけでございます。この点は、少なくとも現行のけい肺患者に与えられていふよりも、よりよい改正になりますように、こういう点でも恒久立法の場合には多くのまだ検討をしなければならぬ問題があると思ひます。最近申し上げましたように、せつかくの恒久立法としてお出しになるならば、期間がこうだからとか、三月三十一日まで改正しなければならぬことになっているからということじゃなく、現実の問題をいたしまして、もう少し慎重な審議をいたしまして、法律のことはよくわかりませんが、現行の措置法でいま一カ年延ばしてでも、もう少しあたためたい現実に対応したような立法をやっていく必要があるのではないかと思ひます。この点についてもう一度大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○松野國務大臣 もちろん今回のこの法案は、新しい制度としていろいろの問題がございます。しかし要するに、これは非常に水準から申しますと療養者に長期の安定感を与えます。臨時措置法及び特別措置法といふものは、御承知のごとく期限付でございます。不安があった。そのために一つ早く恒久的なものを作れといふことはこの二、三年來の聲でございます。従つて一日も早く安定した法律を作つてその方たちを救いたい、そして現在法律から漏れておる人たちも早く今回の改正で入れてあげたいといふ意味が深いものであります。もしこれが通過しなかつたならば、不幸な方々のことも考

えなければならぬということで、安定しかも長期、これは大体世界の水準以上の法案だと私は思ひます。療養者の方々に百八十八日の給付をして、そのほか療養費を全部持つといふことは、私は世界の水準においても、非常に大きな前進だと思つておるわけでありまして、もちろんこの中におきましていろいろ御議論と御希望はございまして、しかしこの法案を通すことは、大きな安定と将来における光明を見出すのだ、けい肺から今回のじん肺に変わり、労災においては非常に重篤な災害も入るということは大変な問題だと私は思ひます。ただいたずらにこの法案を急ぐわけじゃございません。そういう方々のことを考えれば、一日も早くこの法案を通して救つてあげたいといふ方の愛情も私は痛切に感じますので、内閣の問題、私の一身の問題は別として、そういう方を考えて、少なくとも私がやつております以上、私のおる間はぜひ光明を見たいという熱情を持っております。もちろん区々にわたりましては足らないじゃないかという御希望もございまして、しかしそれよりも今回は基本を作ることが大事ではなからうか。これはほとんど終身年金であります。こういう制度は日本の中で探すことは非常にむずかしいと思ひます。同時に世界でも誇り得る法律だと思ひます。従つてある場合には社会保険制度審議会でもいろいろ議論がなされた。このじん肺及び労災ばかりではありません。このじん肺及び労災ばかりではありません。せぬかといふ意見さえも出たのであります。しかしそういうことは別として、いいことですから、これは産業に従事して、しかもそのからだ終身

病氣になられるという重篤の方にとつては、今回のものは非常に安定した年金でありますから、私は非常にいい制度だ、誇り得るものだと思つております。もちろんこれが百パーセントで、間違いないと思ひますけれども、制度と方向は私は断じて間違つてない、同時にこれを早くやることは、一日も早く国民のために光明を見出すことだと信じております。

○伊藤(よ)委員 ただいまおっしゃつたように、方向は大へんけっこうだと思ひますが、私は法律上の問題はしろうとでよくわかりません。しかし長期にわたる恒久立法をお作りになるならば、現在国民皆保険や皆年金の時代に入つてきているわけでございます。先ほど申しましたように厚生年金等の関係とか、いろいろまだ問題点がございまして、暫定的に今の措置法をいま一カ年そのままで延ばしておいて、年金や皆保険の関係等も調整いたしまして、社会保障制度全体の問題なんか調整して、大臣がただいまおっしゃつたような方向にわたつて、職業病全体のけい肺、じん肺法などをお作りいただく方が、もっとみんなが喜ぶのではないかと考える次第でございます。またあと問題点を御質問する機会もあるかと思ひますが、私の質問は一応この程度で終わりたいと思ひます。

○大原委員 進行上ちよつと御質問いたしたいのですが、この立法は非常に画期的で、非常にたくさん問題を含んでいて、しかも時間的に非常に切迫して審議しているわけですから、伊藤委員の御質問にありましたように、ほんのちよつと質問しただけでもたくさん

論点があるわけですから。しかし一部の情報によりまして、政府の局長かどなたか知りませんが、労働大臣かもしれませんが、労災病院やその他の関係に、社会党あるいは民社党がこの審議を妨害しているがごとき、そういう宣伝をなしておる人があるのです。そういう宣伝が流れておるのです。これは非常に大切な、歴史的な、しかも社会問題を含んだ立法ですから、私どもはよりよい立法をこいねがつて審議を進めようと思つておるわけですから。そういうデマ宣伝が伝わるということとはまことに遺憾ですけれども、そういうデマ宣伝を流している事実が労働省内にあるのですか。これは慎重審議の上においては非常に大切な問題ですから、一言だけ私は御質問しておきまして、逐次これから慎重審議をやります。もう三月も終わりごろになつて、これは大切な問題です。政府のやるべきことを責任を負ふことになり、私は許せんといふことは、国会の審議に間接的に圧力を加えることになり、私は許せんといふことですが、そういう事実があるかないか、一つお聞かせをいただきたい。

○松野國務大臣 そういうことは絶対にございせん。私も、たびたびお会いしておりますその患者の方、あるいはいろいろなこの関係の人に私が申しますことは、政府は一生懸命やるから、与党及び野党の方に一生懸命あなた方も審議促進をお願い下さいといふは申しますけれども、私自身が社会党だとか民社党だとか、あるいは自民党だとか言つたことはございせんし、私の承知している範囲、私の局内、私の

省内におきましてそういうことは毛頭ございませぬ。それは非常に逆でございまして、私が自民党及び社会党、民社党すべての方にこの法案の促進をお願いしたいという事は、私の気持として当然でございまして、そんなことは毛頭ございませぬ。またそういう事実をもしお疑いならば、私はさらに私の方で調査をいたします。そういうことは毛頭ございませぬ。

○大原委員 そのことは、審議が三月末に相当迫っておりますけれども、労働大臣あるいは局長の方で、そういうデマ宣伝があったらこれを打ち消すように、そして関係者に対して十分お伝えいただき、そしてそういう過程を通じて、そういう関係者の意見が国会の審議に反映するように、これは当然国会の責任ですから、そういうことを要望しておきます。

○森谷政府委員 先ほどから局長というところが出ておりますので、ちょっと私から弁明させていただきます。私の見るところでございしますが、私を含めまして、私の局に関する限りそのようなことは絶対にございませぬ。

○永山委員長 佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 今お話が出ておりますように、この法案は非常に重要な法案でありますので、私は十分に政府の意向を伺いたいと思つておりました。本日はもう大かたお昼になりましたが、今ちょうどこの問題の審議の仕方についてお話が出ておりますので、その関係のことだけちょっと念のために伺ひまして、あとに譲りたいと思ひます。もちろんこの法案の内容につきましては、私いろいろ勉強させてもらいましたけれども、私自身

労働関係の法案を直接審議しますのは、もうすでに大かた十年くらい過ぎかけておりますので、ずいぶんしょうとくさいお話ししようかと思ひますけれども、どうか一つ十分お答えをいただきたいと思ひます。

今伊藤委員に対する御答弁の中で、最後に松野大臣はだぶ演説をされましたが、臨時措置法を一年延期して慎重審議できるようにこの法案を考えたかどうかという質問に対しては、一番最初にも、非常にきちんとした答弁をされました。第一には、われわれとしてはすでに去年の末に提案をしたのである。従つて国会においては三カ月の期間があつたはずだ、こういうふうな言ひがなされた。その言ひとところの内容は、政府の方は十分な審議の余裕を与えて提案したのだから、責任はないはずだ、従つて議会の方に責任があるはずだ、私はこういうふうな受け取つたのでございしますが、大臣そういうお考えでございしますか。

○松野国務大臣 それはこの法案審議の議会の要望の中に、本年中に審議を開いて答申を得て、本年中に提出せしむことがあつた。本年というは昨年の十二月三十一日までであります。その答申にこたえて私の方は十二月二十九日に出した、こういう意味を私は申し上げたので、その昨年中というの、三十四年中に出せという答申の期限がございしましたから、それに合わせて十二月二十九日に私の方は提案をいたしました、そういう意味で、議会の審議の問題を私は言っているわけではございませぬ。

○佐々木(良)委員 従ひまして、政府の方としてはすでに三カ月前に出してあるのだが、本月初めてこの衆議院に

おいて組上に上つたような状態である。しかも先ほど来お話がありましたように、これは三月三十一日をもつて事実上この保護措置を受けておる患者の直接の利害関係に影響する。私ももし慎重審議をしようとするならば、それこそその患者、関係者から直接私どもは恨みを買わなければならぬ状態だ。それで、もしそのために法案が三月三十一日までにならなかつたとするならば、従ひまして今私どもは進退兩難に陥つておるわけだ。これはほんとうに審議しなければならぬ、しよとすると審議しなければならぬ形で、その利益を守ろうとしておる人々からわれわれが一番大きな恨みを買い危険性をはつきり感じておる。これはどうも私どもは正直なところ、局長さん部長さんともそこらにおられますが、その辺はなかなか千軍万馬の頭のいいところではございしますので、それこそ野党の足元をはつきり見定めつけての作戦ではあるまいか、こう思うのであります。そこで、あわせて伺いたいのですけれども、しかし大臣、事実問題としてきょうから始まつた、そして慎重審議をしたい、どうされますか。われわれはまだ二日や三日では質問は終わらぬ。参議院においてもそうです。この状態になつてどう思われますか。大臣ではなしに、それでは国務大臣としてお答えをお願いします。

○松野国務大臣 法案の内容は広範囲にわたつております。事の重要性は、やはりその療養にかかわる患者の方々の今回の改正案によつて入られるところの気の毒な方にかかわる問題であります。従つてこれは問題も多く、広範囲であるから御審議を願ひたい。同時に、患者の方のこともお互い考えて参りますと、なるべく審議を慎重に、しかも迅速に上げていたきたいというのが本心であります。私の方はいかなることも審議には御協力いたしません。こういうものはなかなか踏み切ることとは容易じゃありません。しかし踏み切らなければいつまでも前進しないものではなからうかというので、私もこの提案までには是非非常に苦勞しました。しかしどうか一つ、今回はそういう面でも一期間の迫つたことは委員各位にまことに申しわけございませぬ。私も議員の一人として、この状況で、時間的、物理的には非常に無理な状況だと思ひます。しかしこの法案の中に盛り込まれた方の気持を察せられまして、何とか一つ御協力願ひたい。これは国務大臣というよりも、一個人として、私も議席を置いた立場からいって、おっしゃる通りに時間的には今日から審議をしてもあと十日しかない。非常に無理なことはよくわかつております。しかしこの法案は何とか別格だと思つて御審議を願ひたいと思ひます。

○佐々木(良)委員 同じことをくどくど申し上げませんけれども、今同僚の大橋委員は、それは理事会の問題だと言つておられるが、それこそ今ここに集まりの委員の諸君あるいは国務大臣としての松野さんを含めて、根本的に一つお考えを願ひたいことは、委員会並びに本会議の運営については、与野党責任を持つてやろうという立場を本来とつておつた。しかし、松野さん十分御承知のように、一昨午の総選挙の後において、岸総理大臣は直接にこの問題を取り上げて、そして国会運営の責任は多数党野党にあり、こ

に、患者の方のこともお互い考えて参りますと、なるべく審議を慎重に、しかも迅速に上げていたきたいというのが本心であります。私の方はいかなることも審議には御協力いたしません。こういうものはなかなか踏み切ることとは容易じゃありません。しかし踏み切らなければいつまでも前進しないものではなからうかというので、私もこの提案までには是非非常に苦勞しました。しかしどうか一つ、今回はそういう面でも一期間の迫つたことは委員各位にまことに申しわけございませぬ。私も議員の一人として、この状況で、時間的、物理的には非常に無理な状況だと思ひます。しかしこの法案の中に盛り込まれた方の気持を察せられまして、何とか一つ御協力願ひたい。これは国務大臣というよりも、一個人として、私も議席を置いた立場からいって、おっしゃる通りに時間的には今日から審議をしてもあと十日しかない。非常に無理なことはよくわかつております。しかしこの法案は何とか別格だと思つて御審議を願ひたいと思ひます。

○佐々木(良)委員 同じことをくどくど申し上げませんけれども、今同僚の大橋委員は、それは理事会の問題だと言つておられるが、それこそ今ここに集まりの委員の諸君あるいは国務大臣としての松野さんを含めて、根本的に一つお考えを願ひたいことは、委員会並びに本会議の運営については、与野党責任を持つてやろうという立場を本来とつておつた。しかし、松野さん十分御承知のように、一昨午の総選挙の後において、岸総理大臣は直接にこの問題を取り上げて、そして国会運営の責任は多数党野党にあり、こ

いう立場を明確にされて、議長、副議長を与党が独占するという方法をとられた。それで、ところが御承知のような警職法騒動によつて、なかなかそういういかぬわいということができたものだから、とうとう本会議の関係においては、仕方がないから与党、野党が議長、副議長を分け合おうというふうな状態になつておる。しかしながら各委員会におきましては、まだ御承知のように委員長を与党が独占されて、そしてこの国会運営は与党が責任を持つておる状態をとられておる。従ひまして、私は正直なことを言えば十年も前の話でありますから、イロハから勉強をし直して、大きな本を持つて歩いたりして、もう大かた二、三週間行き来しておりますけれども、いつになつたら質問させてもらへるのか、いつになつたら相談させてもらへるのか、さっぱりわからぬ状態であつた。そして今お話を聞くと、別の法案を四つぐらい上げなければならぬからというので、それに専念されてきたはずだ。そして今お話を聞くと、今お話を聞くと、役所から直接流すという、それほど悪らつた人はないと思ひますけれども、事実上野党が協力せないがために、この法案の審議ができなくて、そして結果としては野党の非協力が、こういう要保護者に対して非常に大きな不幸をもたらせようとしておるのだという状態を出されつたわけですね。私はほんとうの質問に入る前に、この国会運営という問題は基本的な問題でありますので、十分一つ、労働大臣といひまするよりも、政府の一員として、岸内閣の一閣僚として私はお考え願ひたいと思ひます。同時に、委員

いう立場を明確にされて、議長、副議長を与党が独占するという方法をとられた。それで、ところが御承知のような警職法騒動によつて、なかなかそういういかぬわいということができたものだから、とうとう本会議の関係においては、仕方がないから与党、野党が議長、副議長を分け合おうというふうな状態になつておる。しかしながら各委員会におきましては、まだ御承知のように委員長を与党が独占されて、そしてこの国会運営は与党が責任を持つておる状態をとられておる。従ひまして、私は正直なことを言えば十年も前の話でありますから、イロハから勉強をし直して、大きな本を持つて歩いたりして、もう大かた二、三週間行き来しておりますけれども、いつになつたら質問させてもらへるのか、いつになつたら相談させてもらへるのか、さっぱりわからぬ状態であつた。そして今お話を聞くと、別の法案を四つぐらい上げなければならぬからというので、それに専念されてきたはずだ。そして今お話を聞くと、今お話を聞くと、役所から直接流すという、それほど悪らつた人はないと思ひますけれども、事実上野党が協力せないがために、この法案の審議ができなくて、そして結果としては野党の非協力が、こういう要保護者に対して非常に大きな不幸をもたらせようとしておるのだという状態を出されつたわけですね。私はほんとうの質問に入る前に、この国会運営という問題は基本的な問題でありますので、十分一つ、労働大臣といひまするよりも、政府の一員として、岸内閣の一閣僚として私はお考え願ひたいと思ひます。同時に、委員

いう立場を明確にされて、議長、副議長を与党が独占するという方法をとられた。それで、ところが御承知のような警職法騒動によつて、なかなかそういういかぬわいということができたものだから、とうとう本会議の関係においては、仕方がないから与党、野党が議長、副議長を分け合おうというふうな状態になつておる。しかしながら各委員会におきましては、まだ御承知のように委員長を与党が独占されて、そしてこの国会運営は与党が責任を持つておる状態をとられておる。従ひまして、私は正直なことを言えば十年も前の話でありますから、イロハから勉強をし直して、大きな本を持つて歩いたりして、もう大かた二、三週間行き来しておりますけれども、いつになつたら質問させてもらへるのか、いつになつたら相談させてもらへるのか、さっぱりわからぬ状態であつた。そして今お話を聞くと、別の法案を四つぐらい上げなければならぬからというので、それに専念されてきたはずだ。そして今お話を聞くと、今お話を聞くと、役所から直接流すという、それほど悪らつた人はないと思ひますけれども、事実上野党が協力せないがために、この法案の審議ができなくて、そして結果としては野党の非協力が、こういう要保護者に対して非常に大きな不幸をもたらせようとしておるのだという状態を出されつたわけですね。私はほんとうの質問に入る前に、この国会運営という問題は基本的な問題でありますので、十分一つ、労働大臣といひまするよりも、政府の一員として、岸内閣の一閣僚として私はお考え願ひたいと思ひます。同時に、委員

長並びに与党の理事の方々に對しましても、私は心から要望するわけであり、今言いましたように、建前としてはあくまでも、岸總裁のもとにおいては、国会の中の運営の責任はわが党が持つとはっきり言っておられるのでありますから、従つて、私も妨害したつもりは何もないのでありますけれども、協力しようにもしようがないというので、今の結果が出ておることをはつきり御承知願いたいと思ひます。そして、きょうでもそうでしょう。実際に開こうと思つても、成規の通り委員会は開けておりますか。与党が責任を持つところではないに、与党自身が全然協力してないじゃないですか。この状態を作つておいて、一週間や十日間で上げようなんてこの委員会に出て言う前に、岸總理に對して、内閣において言われ、同時に自由民主党の總會の中で言われて、こういふ結果になつて責任を自民党の中においてはつきりすることの方が先決問題であらうと私は思ふ。それでなければ野党として協力のしようがないと思ふ。まず御所見を承りたいと思ひます。

○松野國務大臣 この法案の内容はいろいろ広範囲でございますが、先般の予算委員会における佐々木委員の議論を聞いておられます、なかなか豊富な知識と――私は非常に敬服して聞いたわけでありまして、佐々木さんが真剣に取り組まれたら、私はおそろしく相当なお知識もあるのではなからうかと思ひます。要するに、社務委員会というのは、今まではとにかくこういふ法案について非常に協力をいただいております。先般以来、両方から衝突するよ

何か国民の生命及びその生活につながる問題でございますので、実はそう大きな衝突とか意見の反論よりも、ただみな九十じゃ足らぬ、八十八じゃ足らぬという議論はございましたけれども、大体協力はしていただいておりますという意味においては、与党も野党もそう大きな隔たりはないのじゃないか。ただ、要するに、最後は法案を順調に上げてもらおうという決心が与党にはございまして、党の方針にお従いになることはございまして、が、委員会としては非常に御協力を得ております。非常な難問もございまして、一年四カ月ぶりの法案も実は上げていたんであります。従つて今回の法案も、出すのは初めてでございますが、このつながりでは四年前からずっと、けい肺法ができた当時、私も議員として議員立法の中に加わつた一人であります。あの当時から非常によく勉強が進んでおり、けい肺法という法律ができたわけですが、それが今回じん肺に変わったので、知識はおそろしく皆さんお持ちである。ただ、この新法についてどう踏み切るかだけの問題ではなからうか、こう考えますので、どうか一つ、すべてのことを御承知の上でございまして、何が、何とか御協力を願ひたい、こういうことを切に私はお願いいたします。

○佐々木(良)委員 同じことでもう一つ、伊藤さんの質問に對する松野さんのお答えについて、この臨時措置法をもう一年延ばして慎重審議したらどうかというところのお答えの中に、今度提案の二つの法律に、じん肺法としては従来の対象になつておらなかったものも含めた、つまり足らなかつたものを含めた、含められた部分について、やはりそれは幸福をもたらすものであるから、そのところを促進してもらいたい、さらにまた三つ目の問題として、労災法の改正を出して、この中で類似傷病的なものも今度包含した、これまで措置のなかつたものも含めて、新しい広い範囲の労働者に幸福をもたらすものだから、従つて、そういうふうに慎重審議してやることはちよつと困るんだというお話がありまして、つまり臨時措置法を一年も延ばすという段階では、これらの人々は新法の恩典に浴しない、従つてやはり臨時措置法の一年延期によるという方法はよくないのだから、新法を通して下さい、こういうお話だつたと思ふのです。しかし、先ほど松野さんからお話になり、それから松野局長がお話になつておるのは、われわれは去年の暮れまでに法律を出す義務を法律によつて負つてゐる。その義務を課しておるものは、御承知のような臨時措置法の十三条だと思ふのです。臨時措置法の十三条は松野さんどう書いてありますか。

○松野國務大臣 この規定に従ひまして審議會を設けた。その審議會の結論の大多數は、この際その範囲をけい肺及びせき損に限らず、産業における同種のものと一緒に含めろ、一番類似なものはアルミニウムじん肺に關するものであります。同時に、重度というせき損を考へるならば、同様に重度患者も一緒に救へというのが今日の審議會の大多數の空氣であります。従つて、その答申に従つて出したわけで、もしもけい肺及びせき損ばかり出しましたならば、この審議會の答申はなかなか難航したであらう。同時に、今日の産業災害というものはそこまで前進したのだ。一番問題は、第一は類似のけい肺及びじん肺であります。二番目には、せき損に關するもので、同様な重度患者も一緒に審議せず、ただそれだけでよいという趣旨のものではなからうと考へまして、より以上幸福をもたらすならば、この際より以上王冠を広げることが政府の親心として當然であつて、けい肺及びせき損の法律がありまして、それからこれに従つての命令でありまして、これ以外に出してはいけないという趣旨はおそろしくなかつたろうと思ひます。それは第一に、けい肺の法案のときにせき損が加わりました。最初は

けい肺の立法であつた。それが審議會においてせき損も必要ではなからうかというところで、せき損というものはある程度趣旨が違つてゐるにかかわらず、重度という意味で加わつた。そういう意味で、けい肺及びせき損の特別立法及び母法から考へますと、やはり産業的に同種のものを入れることがいいではなからうか。これは當然なことではなからうかと思つて、あわせて今回出したわけでありまして。

○佐々木(良)委員 松野さん、議論の焦点を避けてはならない。私はじん肺として従来のけい肺以外のものを加へることに異議を申し立ててゐるのではない。それから、今のけい肺やじん肺と類似の傷病あるいは障害に對して同じような保護を加へられようとすることを否定しておるのではない。今言つておりますのは、従来から懸案になつておつたところの、けい肺、せき損の特別保護が義務づけられてゐる法律である。従来の経過に従つて、昨年の暮れまでに提案をすることを要請されておつたものはこの二つの種類のものである。従つて、この二つの種類のものについて十分な保護措置ができてゐるかというところを吟味してみると、先ほど伊藤委員が言われたように、いろいろな問題が残つておつてまだ十分ではない。私もイロハから今までやろうと思つておつた。みんなろくなものはない。従つて、こういうことでは困るから、いっそのことこの問題については臨時措置法を一年間延期して、もう少し十分考へてほんとうの結論を出してもいいではないか、こういうふうにあなだに問われた。それに対してあなたは、問われたことは違つたことを

答えた。義務づけられているもののほかに、まだじん肺の患者があつたり、あるいは労災法によって類似の傷病が救済されたりする、こつちの方に、つまり従来対象になつておらなかったところの者たちに新しい福音をここに与えるものである、従つてこれは一年延期することはできないと云う。一年延期するのは臨時措置法であつて、臨時措置法の対象になつておるものはじん肺患者である。けい肺患者、せき損患者、こつちの方を十分措置ができないから一年相談して十分な研究の結果を出したらいいじゃないかと問うておるのに対して、そのせき損やけい肺患者のためでないところのじん肺や類似傷病労働者の福音のために今通してくれ、そういう措置は不可能だ、こういうふうなあなたの答弁になつたわけだ。頭のいい松野さんですから、その理屈はわかるでしょう。ですから私はその筋はおかしいと思う。臨時措置法を一年間延期したくないというお感じはわかるけれども、私は今後論議を通しまして、やはりこれは工合が悪い、従つて一年でも二年でもいいから臨時措置法を延ばして、そしてこつちはほんとうのものを考へて出してもらいたいという結論を私は持つておる。持つておりますが、今お話のような筋になりますと、初めから問題をかわして答えておられることになるので困りますから、もう一度お答えを願いたい。

あるいは横道にそれたかも知れませんが、要するにこの法案を早く通したいという一心からで、あるいは答弁が不十分だったかも知れません。実は先ほどの伊藤さんの御質問の中に、御議論しました問題点がほとんど網羅されております。同時に議論の多いところは、おそろく伊藤さんの今の質問が全部おそろく私に思ひます。一つ一つ私が答弁するよりも、要するに通したい一心で私は申し上げたのであつて、おそろく言葉はいろいろありましようけれども、おっしゃるようにならうというふうに極限されれば、あるいは佐々木さんの意見というものは心臓だけの議論としては正しい議論である。ただし私は、心臓病だけでも心臓だけじゃなくて、からだ全部の健康体という意味で、あるいは心臓の病気のくせに胃の話をしたかも知れません。しかしこれは要するに全部を健康にしたいという一心ですから、悪意にとらずにどうぞ一つ御審議を願いたいと思ひます。佐々木さんのおっしゃる通りに、針のようには突いてこれれば私の答弁があるいはずれたかも知れません。とにかく私はからだをなおしたい一心なんですから、どうぞ悪意にとらずに御審議を願いたいと思ひます。

○佐々木(良)委員 もう昼なので、一点だけで、あとはまた昼からゆつくり始めたいと思ひます。そうすると、今のお話によると臨時措置法を一年間延長して、慎重に従来の懸案のけい肺並びにせき損の保護対策について考えろという伊藤さんのお話につきましては、今後の審議で明らかになつて、そして明らかになつた上で考へる。しかし今のところは何かと通してもらいたいというふうに私は了解しておきたいと思ひます。従いまし伊藤さんの質問に対して、つまりじん肺法として新しく拡大されて予防措置を講ぜられる対象になる者並びに労災法の今度拡大されたところの類似傷病者が新しくこの法律によって恩恵を浴すること、先ほど言われた臨時措置法を一年延期して慎重審議しろということと全然話が違ふのですから、その点を私は確認をしてもらいたいと思ひます。

それから先ほどの御答弁の中で、けい肺審議会の答申あるいはけい肺審議会の中における論議を十分やつてもらつて、そのところを中心にして考へた、こういうふうに今の類似傷病を含めることについて、含めるという内容に補足してお話があつたわけでありますが、この膨大な添付の参考書類によつて見ますと、私は確かにけい肺審議会にまず問題を投げかけて、けい肺並びにせき損患者の特別保護をするのはどうしたらよからうか、三十四年の暮れまでに法案を提出しなければならぬがどうしたらよからうかといつて、イロハからまず問題を審議会に投げかけられて、そして審議会の検討にゆだねられたらしい形跡を発見するわけであります。しかしながら労働大臣のそのような諮問に対して出てきておられますところのこのけい肺審議会の答申なるものを、初めからしまし、までずっと読んでみまうと、私はわからぬから三べんほど読んでみましたが、答申らしいものはない。これは審議会における審議の経過の報告書でありまして、何月何日というよりなことをやつて、どうしてこうしてあつた、というもので、結局結論が出なかつたので、従つて公益委員はこういう意見を出した、労働者委員はこういう意見を出した、使用者側はこういう意見を出した、出したからともかくも出したまま御報告する、こういうことになつておると思ふ。従いましてこの種のがほんとうに答申として扱われていかどうか、私は非常に疑問だと思ふ。その三本の意見の中で、公益委員だけの意見を中心として新しく提案されたところの法案がまとめられた式になつておる。これは非常に頭のいい労働者官僚の筋道だろうと思ひますが、こういう答申といふものの意義について一つ承りたいと思ひますが、どういふことでしようか。

○松野国務大臣 なお、今回のこの法案とけい肺及びせき損の法案と関連が違ふと言われますが、それは違ふとは言えない。十三条は先ほどお説きに言つた通り、根本的検討——臨時じゃいけないのだ、根本的検討であります。従つて根本的検討として今回じん肺及び労働者の改正案を出したのであつて、ただ先ほどのような極限的なものだけではない、根本的検討というところに私たちは焦点を置いたわけであります。従つてこれはこの法律にこたへ得る満足なものだと私は考へております。なお答申の問題ですが、三つの御意見をお読みになりますと、大体公益委員の意見というのは、労働者側の希望と使用者側の希望と両方を取り入れて公益委員の案といふものができております。従つてこの答申は全然別個なものではない、一、二、三と分けるならば、一、二を合わせて三という答申が出ているのが公益側の答申の内容であります。従つて全然違ふものが三つ出てくるのじゃございません。あるいは使用者側の意見と労働者側の意見とはお互いに隔たつたところもございしますが、公益側の意見といふものはそういう隔たつたところを両方とつて出ておりますので、その答申は三つが全部ばらばらだとは考へておりません。ただ完全に一致しなかつたという意味で三つの意見が出ておりますが、内容は三つともさう違ふものじゃありません。ことに公益側の意見は両者の一番の問題点を取り上げた代表的意見だということをお説きしております。

○佐々木(良)委員 まず問題にしたいのは、形はどうなんですか。これまでいろいろな審議会に諮問をされたと思ひますけれども、諮問をされて出てくる答申といふものは、ほんとうは一本にまとまつて結論が出てなければならぬものじゃないですか。それで初めて当該審議会の答申と言へるのじゃないかと私は思ふ。これはけい肺審議会の意見としてはまとまつておられまして、審議会の答申がなくても適当な意見を書いて、そして期日が迫つておるのだから労働省として意見をまとめられなければならないという常識的な運営をされることを拒否するものではありません。しかしながら答申といふものを、ある場合には役所では非常に形式的に扱ふような節がある、そのような立場から見た場合、このけい肺審議会から出ておるところの数十ページの答申といふものが、答申の形として値するものかどうか、伺いたいと思ひます。

○松野國務大臣 今回のこの答申は、十分形として答申だと思ひます。答申もいろいろな審議会の答申があります。が、非常に簡単に、政府案は必ずしも満足じゃない、たつた一行だけの答申も審議会の中には出ております。それでもやはり答申であります。まあこれはよその省のことですから私はあえて言いませんが、政府案は必ずしも満足じゃないといふことに簡単な答申も、今までの例ではございます。しかしこれだけの慎重な答申ならば、私は十分だと思ふ。ただ、まとまることももちろん第一の希望でございますが、少数意見をつけるとか、あるいはいろいろな意見をつけるというものはあり得ることである。また今回の問題は、事が問題がありますので、一番公平に三つの意見を出されて答申されたというのでありますから、この三つの意見を政府が尊重することが、答申に対する尊重だと私は思ひます。従つて答申は十分果たしていただいたと思ひます。

○佐々木(良)委員 審議会における大多数の意見をまとめて、しかしながら、われわれは反対であるから少数意見を添付してくれという要望があつて添付したならば、また別だろつと思ふ。しかし私はこれを数回ずつと読んでみたのだけれども、公益側の意見をもつて答申に当てるという結論が出てゐると思はれないのであります。もし出てゐるとすれば、どこかにそれが書いてなければならぬと思ふ。従ひまして、それはどういふことがどうなつてゐるのか、もう一ぺん御説明願ひたい。

○松野國務大臣 参考資料に添付して

おきまして肺審議会の答申の二十ページに出ております。「そこで十一月十四日小委員会において以上の事実を確認し、これをとりまとめ、同日引きつづき総会を開き本答申を労働大臣に提出することに決定した次第」でございます。これで明らかによろしく、この答申の趣旨を総会で決定してあります。

○佐々木(良)委員 それはどういふことですか。今のような中身は私はよくわからぬが、それは意見の違つたのを少数意見として添付しろという決定ですか。

○松野國務大臣 ここに書いてありますから、読んで方が明確だと思ひます。「しかし十一月四日までの審議会においても公益側の案を中心に三者の意見をとらまとめるに至らなかつたので、答申の時間的制約もあり、十一月五日の小委員会において後掲のごとき公益委員案要領及び同要領の趣旨が公益委員から提示された。この公益委員案要領に対し、十一月十二日労働者側及び使用者側からそれぞれ別添第一、第二のとおり意見書が提出された。」従つて、労働者側、使用者側の意見を添えて、そして公益側の意見をまとめて出すということが総会できまつた、こういうわけでありませう。

○佐々木(良)委員 私、どうもこれははつきりわかりませんね。そういうことになつてゐますか。

それならもう一つ。政府はこの答申に基づいて、今度は法律案要領を作つて諮問されました。諮問されたその答申は別添になつておりますか。私の手元にあるのは、おのおの、使用者側意見はこうだ、労働者側意見はこうだ

と書いてあるだけです。

○村上説明員 当時私傍聴してござりまして、審議会の事情を知つておりますので、申し上げたいと思ひます。

法案要領の骨子となるべき内容を御諮問申し上げまして、そして、ただいま大臣から御答弁がございました。そこで、公益委員の案を中心にした法律案を作成いたしました。その法律案要領につきましては、この資料に載せてござりますが、労働保険法の一部を改正する法律案要領につきましては、けい肺審議会以外に、労働保険審議会そのものにおいて検討を要する事項でございますので、昨年の十二月十日でございますが、労働保険審議会に法律案要領を諮問いたしました。それに対する御意見をちょうだいしたような次第でございます。

○佐々木(良)委員 私は今、手続が違ふからいかに言おうと思つておらないのです。内容をほつきりしてくれと言つてゐるのです。役所の場合、ある場合には、非常に形式的な手続だけを整えておいて、内容が整つたやうなもの、言ひ方をされる。ある場合には、内容を整えようとしたが、何げ努力してもとうとう内容が整わなかつたときに、努力をしたことだけをもち、しかも形式が整つたやうな様相を呈することがある。そういうことは、われわれが悪い議員どもはほんろうされまうから、従つて、その辺をしゃんとしてもらいたい、こういうのが私の注文である。けい肺審議会に対して諮問をされておられますのは、今お話がありましたように、まず一番最初は三十三年六月三十日です。特別保護法の改正についてけい肺審議会へ諮問をされま

した。そうしてずつと今のお話で答申が出ておりますが、十一月の十二日です。一応答申が出ておられますけれども、かりに今の松野さんのお話を了承するとしても、非常にあやふやな筋道であると思ひますけれども、了承するとしても、それは事実上意見が三つに分かれてゐる答申だつた。そうしてその内容は、大体公益委員側の意見が中心らしくは見えませんが、労働者側意見は、正面からほんとうは対立してゐる内容を持つておつた。そのまゝ、そういう意味の答申がされた、百歩譲つてみましよう。その意味の答申がされて、今度は、はつきりと労働者が責任を持たれたはずだ。そうして労働者がその答申らしきものを中心として検討されて、法律案要領を作られた。この法律案要領は、今度またどこかの法律で何か手続規定があるに違ひないが、けい肺審議会並びに労働審議会その他の審議会みたいなものに諮問を命じて、そうして提案理由の説明にもあつたやうに、各種の審議会に意見を十分求めて、それを参酌した上で、一番いい案だからこれを提案する、こういう理屈になつてゐる。それで、ところが、一番中心のけい肺審議会に対しては、法律案要領を諮問された後においては、三様の意見がはつきりとここに添付されてゐる。それからもう一つ、今、部長のお話になりましたところの労働審議会の答申を、ごらんになつて下さい。内容は何かあります。二と書いてあるくらいのものであります。実質的な内容は、ほとんどけい肺審議会の公益委員の意見を中心として書かれてゐるだけでありまして、これ

また同じやうにこの労働審議会におきましても、労働審議会としての答申はないはずだ。労働者側は、われわれは意見を述べた段階ではない、そうしてけい肺審議会において労働者側の言つておるのと同じであるという立場を明確にとつておる。従ひまして、私は、形式的におそらく局長さん、部長さんは、何とか理屈をつけられるかもしれないが、実質的に政府で作られた法律案要領に對しまして、けい肺審議会としても、ほんとうの意見をまとめて答申することができなかったし、労働審議会においても、意見をまとめて答申することができなかった。しかも労働関係であるから、労働審議会を重点的に一つ考へて審議をしてもらつたといふやうに部長は言われるけれども、むしろそれであるならば、この大きな審議の中の一歩しるろについているところの社会保険制度審議会の答申、これは御承知のやうに、もう一つ権威ある社会保険制度全般にわたるところの審議会ではありますまいか。この答申は、明確に審議会としての意見を出してゐる。審議会としての意見を、はつきりと松野労働大臣あてに、内容をまとめて答申してゐるのは、これだけでしよう。この唯一の審議会の結論は、ほとんどこの内容には取り入れられておらない。取り入れられておらないどころか、おそらく局長、部長さんは、このこの制度審議会にも諮問をいたしましたやうな手続を作つただけでありまして、これは時間的に見て、何日に諮問して何日に答申が出ておられますと局長から答えてあげなさい、大臣に悪いから。この社会保険制度審議会には、いつ諮問をして、いつ答申が出

ておりますと、日にちを調べてあげなさい。

○松野国務大臣 十二月の十一日、答申が二十二日であります。約十一日間であります。

○佐々木(良)委員 私は大臣をいじめようとは思わない。手続を導かれる役所で十分考えたいということをやうわけです。この十二月十日の近所に法律案要綱ができたでしょう。今のけい肺審議会の公益委員の意見を中心としてあなた方はまとめられた。それから形式を整えるために、三つあるいは四つの審議会に対してきつと一斉にその法律案要綱を諮問された。一方にはけい肺審議会に対して、一方には労災関係のものであるからというので労災保険審議会に対して、今村上さんが言われたように諮問をされた。同時にまた、重要な社会保障制度の問題であるからというので、今度は内閣の社会保障制度審議会に諮問をされた。しかも、もう十二月十日近所だから日にちはありはせぬ。ともかく手続上こうだから出せといつて出されたに違いない。そういう結果になっているでしょう。しかもそういう結果でありながら、今村上さんが言われたように、その中でいへば、ほんとうは今度の運営を担当しなければならぬからというので、重要な責任を持つておるのは労災保険審議会です。ここで審議をしてもらったとあなたは言われるけれども、審議をするひまも何もありはせぬ。実事上のけい肺審議会において審議しておる間に、数回けい肺審議会から労災保険審議会に対して意見を求めている。それでしよう。しかしながら、数回意見が求められても、けい肺審議会自身が

まとまった意見が出せないような段階だから、労災保険審議会の意見はよう出さぬといつて、何べんもけい肺審議会から意見を求められたけれども、とうとう意見を出さずじまいに終わった。そうしてその後に、とうとう仕方がないから法律案要綱として今度は正式に労働大臣がけい肺審議会に諮問をされた。そのときにはもう時間がな

い。従つて実質的にはもう答申の内容を一本にまとめることができないといふ答申を出してゐる。そういう状態であるから、これは諮問をされたと言いますけれども、実質的には労災保険審議会ではほんとうの討議はされておらない。これは実質的に意見を調整するひまも全然なかったし、とうとう意見を調整されないうままになつておる。もう一つの社会保障制度審議会だけがはつきりとした意見を出してゐる。こういう状態になつてゐるわけですから、もう一ぺんその内容を確認してみたい。そういうなら、普通の良心に基づくならば、ちがはな三様な意見を出してゐるところよりも、一つのまとめた意見が出ておる、しかも内閣に設置したところの、こういう制度問題についてはより権威ある審議会の意見を十分取り入れるべきであつたと思ふ。取り入れようと思つても、ほんとうは十二月の三十一日が臨時措置法によるところの義務づけられた期間であるから、それを取り入れられなかつたのが実情ではありませんか。だから、今からでもおそくないといふのだ。臨時措置法を一年でも二年でも延ばして、もう少しこの審議会の意見を取りまとめられる格好にすればいいと思ふわけですから、その立案の手続として、あるいは経過措置として決して十分な審議がされておらない。政府内部及び各種の審議会においては意見が非常にたくさんあつたことをここに現わしておるのではない。御意見を承りましょう。

○松野国務大臣 いろいろ御意見は十分拝聴しましたが、しかし一応この一番問題の社会保障制度審議会の中に、労災保険に年金を導入することは適切である、今回非常に画期的なものといふのはこの一点であります。これは確かに適切であると書いてある。二の方は「しかし」と書いてあります。「しかし」の方は「しかし」であります。第一点は適切であるといふので、これは取り入れております。労災審議会の中にもいろいろ議論があります。が、要するに、労使の意見が非常にかげ離れておるようなことで、審議会の意見が非常に出しにくかつた。従つて、三つ出た場合には、やはり政府の責任において一番前進する方をとれといふのが審議会の趣旨じゃないかろうか。審議会はすべて立法までやるわけじゃございませぬ。審議会は一つの方向を示して、それにいろいろな意見を添えるといふのが審議会であつて、この何条までは審議会はやるべきではなく、政府の責任でこれをやるべきだ。従つて、各種の委員会及び審議会の意見を尊重して、立法については政府の責任でやるべきだといふ建前で、その方向と趣旨については私の方として十分取り入れたつもりです。もちろん審議会の中にもいろいろ議論はございします。しかしこれをやらぬでいいといふのでなしに、非常に忙しいときであり、また時間を制約されているが、という注釈は確かについて

おります。従つて、もつと時間を与えて、何カ月もかけて審議をしていただくことが妥当であるかもしれないけれども、要するに、これは時間的制約が法律で定まつておりましたので、政府も実はその意味において急ぎましたし、審議会においても督促していただきまして、ある場合には両方向に結論を出さない前に片方の審議会が中間報告をしておるようなこともあるのです。が、なるべく運営においてその内容を盛るよう十分注意したつもりであります。

○佐々木(良)委員 この問題はこれで留保いたします。ただ、委員長にはつきり申し上げておきたいことは、今度の法案の一番中心の問題、じん肺法案の中にはほとんど内容がない。じん肺法案の中で大きな期待がかけられておるのはじん肺審議会である。今度の法案の中で一番大きな荷がかけられておるのはまたじん肺審議会である。このじん肺審議会は、今までの経過から見て、この答申一つまとめられなかつた審議会である。まとめられなかつた場合は、お役所がほとんど勝手に公益側の意見だけでこしらえて、そういうとうとう法案を出してしまつたやうな経過がある。今後私も本格的にこのじん肺問題に取り組んでもらおうとするこの審議会の運営について、非常に大きな危機感を持たざるを得ないわけでありませぬ。従ひまして、私は、もう一度でありまして、同僚諸君に申しわけありませんから、一服休みをいただくことにいたしますが、この経過手続、内容から見ても、今度出てくる両法案の内容審議に入ります際に、松野大臣へお願いは、どうかとらわれ

ずに、われわれと十分意見を戦わしてもらいたい。そしてそのことは社会保障制度審議会の意見の中にもはつきりある。今あなたはいいいところだけを讀みましたが、私はそこは賛成だ。賛成だけれども、「しかし」からの方がよほど長いし、そこの方がたし書きとして内容もよほど持つてゐる。そういう大きな疑問を持つておるわけでありませぬから、その意味におきまして、十分に問題の焦点をはつきりしながら、先ほど松野大臣が言われましたごとく、せつかく抜本的な措置を講じようとするのでありますから、その立場で審議に應ぜられんことを格別に希望申し上げます。

○永山委員長 午後二時まで休憩いたします。
午後三時三十分休憩
午後三時三十分休憩
午後三時三十分休憩

午後二時三十分開議
○永山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
休憩前の質疑を続けます。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 午前中に引き続きまして質問を継続させていただきますと思ひます。
午前中の質問の中におきまして、一つはこの法案の事実上の立案に強く参画されておりましたところのけい肺審議会の意見が三つに分かれたままである、少なくとも法律案要綱に対して再諮問が行なわれませんでしたものに対する答申だけであります、それが審議会としてのまとまった意見ではないのでありますから、これに答申としてのどれだ

けの価値が付されるかということについての疑問を申し上げたわけでありまして、この疑問を今なお継続しておるわけでありまして。先ほど申し上げましたように、社会保障制度審議会においては、これははっきりと社会保障制度審議会としての統一した意見が述べられておりますから、形の上では私は明確な答申だと見ることができると思いますが、しかしながらこのけい肺審議会の答申あるいはまた労働保険審議会の答申というものは、どうもほんとうの答申としての価値があるかどうかという点については、はなはだ疑問を持っております。これはまだ結論を留保いたしてありますので、今後いろいろな過程で御意見を承りながら私も考えさせていただきますと思っております。

ただ私が午前中の伊藤さんの質問に因縁をして、あるいは問題をとりえて一番強く申し上げましたことは、ともかくも三月の末日をもってこの対策の対象になっておるものが明確な期限切れになる、しかも本日から審議が始められたのであるから、実質的に本格的な慎重審議が非常に困難であるという点と、それからこの立案経過にあたってずいぶん民主的な方法がとられたような形で提案説明をされておりますが、それらの民間の意見を取り入れ、ずいぶん実質的な審議がされたと称せられる委員会の形あるいは審議会の形自身から見ますと、どうも本格的なものでないような気がする。この二点から、私はこの審議の態度についてほんとうは根本的な疑問を持っておりますので、伊藤さんと同様に、私はこの二つの出されておる

すところのじん肺法案とそれから労働法の改正法案と、やはりこれは政府はもう一べん撤回して、そしてまた民主的な方法でこの立案過程を相談をして練り直して提案をしてもう一度、最も妥当ではないか、その期間を現在の臨時措置法を継続するというところをやればよいのではないかと一つ一つの根拠にもなることである。御了承をいただきたいながら同じ立場から、その立場は現在のところ私どもの民主社会党の立場であります。その立場から質問を継続いたしたいと思っております。午前中の質問で、お前の質問は少し議論の質問らしいという批判を同僚から受けましたので、今度は法律書生の立場から一ついいねにやらしていただきたいと思っております。御了承をお願いいたします。

午前中の質問でも触れましたが、まず私は提案されておりますこの二法案の提出の根本的な理由、根本的な目的について、もう一度大臣の所見を承りたいと思っております。言うまでもなく、大臣は提案説明のときにはつきり、けい肺はその予防が困難であって、一度かかると治療しがたく、多くの場合基準法、労災法により三年の療養補償を受けた後においてもなお引き続く療養を必要とする。また重度のいわゆるせき損も同様である。こういう立場でありますから、昭和三十年にけい肺、せき損の特別保護法が制定されたのだ、こういうふうに明確に述べられております。そしてこの二年間の特別療養のあとでもなお目的が達せられないので、三十三年に行なわれた臨時措置法をもってこの継続を規定し、同時に政府はけい肺及びせき損にかかった労働

者の保護措置について根本的検討を加えて、三十四年の十二月末までにけい肺等特別保護法の改正法案を提出しなければならぬ義務を負ったのだ、こういうふうに明確に言っておられるのであります。従ってこの立場がこの二法案を提出された根本的理由だ、こう思います。が、あらためましてその立場に相違ないものであります。午前中と同じようなことになりまして一つ明確にお答え願いたいと思っております。

●松野国務大臣 その通りでございます。●佐々木(良)委員 その基本構想の中に、はつきりところ書いてあります。『まず予防、診断、治療、補償を統合した総合的対策を講ずべきである』という考え方を至当とし、総合的な構想をとっている。『こういふふうにごに書いてあります。この考え方に大臣も同様であります。承りたいと思っております。』

第二番目として重要な問題だというふうに私は整理をして考えましたし、さらに今度は三番目に、とうとう療養を必要とするような者ができた場合には、その療養を必要とするような者に対しては、職業病として、必要な療養を継続し得るよう、長期の給付を行なうようにする。このことが療養を必要とするに至った者に対する措置として書いてあるわけでありまして、それに格別につけ加えて、その補償措置としては、必要な療養にあわせて、その間の生活維持ができるように配慮することが必要だ、こうもつけ加えてあるわけでありまして。従ってこの三つの原則、けい肺等の特別保護に對しましては、まず何よりも徹底的な予防をはかることに全力を尽くすこと、二番目には悪化を防ぐために、適切な健康管理を十分にやること、三番目には、必要な療養を継続し得るような長期の給付を行なうこと、この三本が原則となつて、そしてこれが完全に生きるように、今後ずっと要綱案が作られ、要綱になり、要領とかいふものになって、法律になる、こういうふうになつてく

【委員長退席、田中(正)委員長代理着席】

●松野国務大臣 この基本構想の線に沿っておたわけでありまして。

●松野国務大臣 予防と健康管理と長期の補償、この三つの問題のほかに、なお障害という問題が含まれておりますが、基本としてはその三つプラス、アルファでございます。

●佐々木(良)委員 それではその立場から、この両法案が、四年間継続されておるいは四年間も前から継続されておる問題の、根本的な解決になつておるかどうかという点を吟味すればいいわけでありまして、そういう立場から一つ御意見を承りたいと存じます。

●佐々木(良)委員 そうしますと、今のようにまずけい肺を中心として考えた場合には、予防から補償に至るまで、一貫をした総合的な対策を立てるというところが、一番基本になるのだという考え方を、このけい肺審議会の公益委員の方々はとられて、そしてその内容として、私は原則的に三つあげておると思つて。九ページ以降にはつきりと書いてあるところによりまして、その三つとは、第一には予防の徹底をはかることがまず先決条件だ、こういふふうに書いてあります。それから二番目に、しかしながら不幸にしてかかった者に対しては、適切な健康管理によって、その悪化を防ぐことが

●松野国務大臣 予防と健康管理と長期の補償、この三つの問題のほかに、なお障害という問題が含まれておりますが、基本としてはその三つプラス、アルファでございます。

●松野国務大臣 その通りでございます。

●佐々木(良)委員 その基本構想の中に、はつきりところ書いてあります。『まず予防、診断、治療、補償を統合した総合的対策を講ずべきである』という考え方を至当とし、総合的な構想をとっている。『こういふふうにごに書いてあります。この考え方に大臣も同様であります。承りたいと思っております。』

●松野国務大臣 予防と健康管理と長期の補償、この三つの問題のほかに、なお障害という問題が含まれておりますが、基本としてはその三つプラス、アルファでございます。

●松野国務大臣 この基本構想の線に沿っておたわけでありまして。

●佐々木(良)委員 そうしますと、今のようにまずけい肺を中心として考えた場合には、予防から補償に至るまで、一貫をした総合的な対策を立てるというところが、一番基本になるのだという考え方を、このけい肺審議会の公益委員の方々はとられて、そしてその内容として、私は原則的に三つあげておると思つて。九ページ以降にはつきりと書いてあるところによりまして、その三つとは、第一には予防の徹底をはかることがまず先決条件だ、こういふふうに書いてあります。それから二番目に、しかしながら不幸にしてかかった者に対しては、適切な健康管理によって、その悪化を防ぐことが

●松野国務大臣 予防と健康管理と長期の補償、この三つの問題のほかに、なお障害という問題が含まれておりますが、基本としてはその三つプラス、アルファでございます。

●松野国務大臣 その通りでございます。

●佐々木(良)委員 その基本構想の中に、はつきりところ書いてあります。『まず予防、診断、治療、補償を統合した総合的対策を講ずべきである』という考え方を至当とし、総合的な構想をとっている。『こういふふうにごに書いてあります。この考え方に大臣も同様であります。承りたいと思っております。』

●松野国務大臣 予防と健康管理と長期の補償、この三つの問題のほかに、なお障害という問題が含まれておりますが、基本としてはその三つプラス、アルファでございます。

三つの問題がだんだんと生きてくる程度においてこの法の筋を立てなければならぬ、これ以外の要素によつてこの根本がくつがえされてはならない、こゝういふ立場から問題を見ていきたいと思ひます。まず形の上から見まして、そゝういふふうな予防から補償まで総合対策を樹立することが根本だ、こゝういふ観点に立つならば、しろうと目には当然にこれを一本の法制化をすることが一番やうい、こゝう考えるのは当然であると思ひますが、これをあえて二つの法律にされた理由を承りたいと思ひます。

○滋谷政府委員　ただいまの御質問の点でございますが、この基本構想の考え方は、ただいま先生のおっしゃった通りでございますして、予防、診断、治療、補償を統合した総合的な対策を構立すべきであるという考え方を至当としておるわけでございますが、その次に書いてございますように、ただその実行にあたっては既存の法体系との関連のもとにでき得る限り効率的な方法によることとしてということを特に付け加えておるわけでございます。そういろいろ考え方に立ちまして、けい肺につきましてはその疾病の特殊性にかんがみまして、これの予防と健康管理は別個の法体系によるべきであるという結論は同時に出發しておるわけでございます。ただ補償の面につきましては、これはけい肺に限らないで、そのほかの類似の傷病と同様に労災補償保険法の中で総合的に取り上げる方がより効率的である、こういう結論が同時に出發しておるわけでございまして、政府はその線に沿って二法案を作成したわけでございます。

○佐々木良委員　その考え方は、けい肺審議会の公益委員の考え方ですね。先ほど申し上げましたように、けい肺審議会が最も権威ある意見があるとするならば、私は、けい肺の予防あるいは健康管理、補償というよりない肺自身のことに關してのことであらうと思います。なぜこの法律の体系の問題について、けい肺審議会のしかも公益委員の考えをそれほど重要に考えられて、こういう問題については一そう権威があると考えられる社会保障制度審議会の意見は全然取り入れられなかったのか、午前中ちよつと触れましたけれども、観点を明確にしたいと思います。社会保障制度審議会の方が私はより一そう権威のあるものであると思う。けい肺の特別保護をするためにどういう予防をしなければならぬか、どういう健康管理をしなければならぬか、どの程度の補償を必要とするのか、こういうけい肺そのものについての問題、権威は確かに私はけい肺審議会に置いた方がよいと思いますけれども、法体系ということになるならば、むしろ社会保障制度審議会等の方が権威ある存在ではなからうかと思ひます。しかるにこつちの方は一顧だにされずに、けい肺審議会の、しかも公益委員の意見だけをなぜそう重要とされるのか伺ひたいと思います。

○**逓省政府委員** 午前の質疑中にも出ましたように、社会保障制度審議会の答申の中には、まず第一点として、基本的な労働保険法の中に年金制を導入することは適切であるということがいわれておるわけでございますが、同時に、しかしながら次のような問題

点があるといたしまして、第一に労働基準法を改正しないで、労災保険法の改正のみにより処理することは問題であるということが指摘されておるのでございます。今回の労災保険法の改正案の私どもの考え方は、今度は年金制という長期の保障制度を採用しておるわけでございます。従いまして、労働基準法における個別の使用者の責任において長期の年金制度を実施するということは、零細企業を含んでおる日本の産業の実情からいまして、長期の保障をはたしてそいつた零細な個別の使用者が、その負担にたえ得るかどうか、その責任にたえ得られるかどうかという問題があるわけでございます。そこで労災保険法の保険の方式によりまして、使用者の団体の責任にお

いてやるならば、長期の年金制度を實行することは可能でございますので、そういった考え方から、個別の使用者の責任でなしに、団体としての使用者の責任において年金制を実施しよう、こういう考え方で、労災保険法の改正による年金制を採用した次第でございます。

それから社会保障制度審議会におきましては、その次の問題点としてまして、高率の国庫負担のもとに年金のスライド制や未加入の適用事業について事故発生後の労災保険法加入などという思い切った方法を講じていることとは、社会保障の総合調整上問題があるのではないかということが同時に指摘されておるわけでございます。これは確かに社会保障全般の問題と関連がございますので、私どももそこに社会保障全般の総合調整上問題があることは十分に承知いたしておるわけでございますけれど

も、先生も御承知のように、この法案につきましては昨年の十二月三十一日までには根本的な改正案を国会に提出しなければならぬ、こういう責任を背負っておったわけでございますので、そういった問題との関連において、なだいま御審議をいただいておりますが、形式的に法律案が出されたわけでございますが、社会保障制度審議会が第二番目に指摘しておりますスライドの問題あるいは厚生年金との調整の問題等につきましては、この改正法案の一番末尾におきまして、これは将来社会保障全般の総合調整との関連において検討しなければならぬという調整に関する規定も同時に加えてこの法律案として提出したような次第でございます。

○佐々木(良)委員　二つ聞きたいと思います。澁谷さん、今あなたはこの社会保障制度審議会の審申案の内容を批判されました。これは労働省においてほんとうに内容の批判を今のような立

場でされましたが、まず第一点。
○澁谷政府委員 批判という言葉は適切であるかどうか問題だと思ひます。

れども、私としては、社会保障制度審議会がこういう点を指摘しておりまうと、その指摘された事項についてのこの改正法案立案に際しての労働省の考え方を御説明申し上げただけでございます。

○佐々木良委員 私秘、午前中から繰り返し言っておるのは、結論も出なかつたけい肺審議会においては、数カ月というより一年をこえる長いこといろいろやつておつた。それでもなかなか結論の出ぬくらいな重大な問題だつた。これを社会保障制度審議会に對し

ましては事実上十日間の審議日程しかないくらいに状態で出されて、答申は十二月二十二日にされておる。今度はあなたの方がこれを審議して、ほかの閣僚も十分考えて、法案を提出されたのは十二月二十九日であります。十二月二十九日に法案を提案するのに、印刷の日数も加えて、今のようないくら制度審議会の答申を労働省内で十分意見交換をし、この分はあとだ、この分は取り入れられないというような論議がほんとうにされたとかわれわれ理解でき得るでしょうか。私は、けさから言っておるように、勝手なときには審議会というものを非常に重大に取り扱、勝手なときにはただ審議会にかけたという形だけをとり得る今の官僚制度に根本的に腹が立つておるのです。

今の点もう一べんはつきり言つてもら
いたい。この法案を労働省において作
るその途上において、ほんとに参考考
とされたか、その時間的余裕があつた
か。

○滋谷政府委員　社会保障制度審議会の答申がありましてからこの法案が国会に提出される間には、きわめて限られた時間的な余裕しかなかったことは、御指摘の通りでございます。ただ社会保障制度審議会が指摘しております第一点の、労働基準法の改正によらないで、労災保険法の改正のみによって処理するという問題点につきましては、けい肺審議会での基本的な検討を始めたときから、基本的な一つの事項として終始問題になった項目でございます。そういう基本的な問題点でございますので、そういった問題点につきましては、ただいま私が説明申し上げたような観点で、労働省としては、今の改正

法律案の形式を採用したのだということとを申し上げるわけでございます。

なお第二番目の、この労災保険法改正法律案の最後の附則の第十七条の「新法第三十四条の二及び前二条に規定する事項については」というのは、ただいま申し上げましたように、このスライドの問題とそれから厚生年金との調整の問題でございますが、この「前二条に規定する事項については」、社会保障に関する制度全般の調整の機会において検討するものとし、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする」という規定を加えられたわけでございます。これは明らかに社会保障制度審議会の答申の意見を尊重いたしましてつけ加えた規定でございます。

○佐々木(良)委員 今局長から述べられた二点に問題があるのではない。この答申案をよく読んでごらん下さい。この二点がいいか悪いかということを書いてあるんじゃないでしょうか。こういう新しい制度を年金というものに取入れられたということが、社会保障制度全般にわたって基本的に考えなければならぬ問題だというならば、役所のなわ張り根性から言ひならば、労働省あたりでこんな新しい概念を出してきては困る。社会保障制度をもっと根本的に考えておるところがあるはずだ、そこそ十分な相談をして出すべきものだということを書いてあるの、その一つづつがいいとか悪いとかいうことを書いてあるんじゃないんです。それからこの答申案を通してはつきりと見ればわかるものは、やはり単独法による職業病的なものがいいのだという考え方によっておるわけでありまして、

だから根本的にこれと今出ておる法案とは相いれない。従って大臣は仕方なしに先ほどあいう答弁をされたと思ふけれども、長期給付といふものになつたから、その点はいじやないかという話があったが、それは大臣の政治答弁としては私はやむを得なからうと思ふ。この社会保障制度審議会の答申の内容の中心は、あくまでもそういう大きな制度変更を行なう場合には、制度変更を行なう総合的な立場から考へろということ、それから今のよう

な基準法をそのままにしておいて、こういうふうな労災法の幅を広げていくというときには相当制度上の疑問がある、法体系上の疑問があるということ、を指摘しておるだけですよ。ですからほんとうはこれの審議はされなかつたんだらうと思ふ。制度審議会からも似たような意見が出るだらうということ、その意見については個々の言つておられたけれども、とうとう採用できないという立場をとっておられると思ふ。それならばその立場で仕方がないけれども、この答申案の中の片々たる一語々々、一句々々をとって、だからその意見を十分採用しておるし、答申案の内容を十分尊重したのだというやうな形式的な答弁は、私はやめてもらいたいと思ふ。この内容を見てごらん下さい。実際に審議できる期間があつたわけじゃないし、内容を見ても、今の新しい事故発生後の労災保険に加入する制度だとか、それから年金のスライド制だとか、しかもそれが高率の国庫補助をとつておるという制度のもとでという原則はついておりますけれども、そのこと自身がいい、悪いという

ことよりも、そういう新制度を採用することはほんとうと根本的に考えるべきだといふことが出ておるだけである、私はその答弁の態度をもう少し的確にしたい、まじめにしてみたいと思ふ。

形式論は要りませんから。

○逓谷政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、社会保障制度審議会の答申がありましてから国会に法律案を提出しなければならぬ期限までには、非常に限られた時間しかなかつたわけでございます。その点について十分な検討を加えて、法律案の再検討をするという点で十分な検討をしたかという点につきましては、遺憾ながらそれだけの十分な余裕はなかつたといふことを申し上げなければならぬと思ひます。ただこの社会保障制度審議会の答申の最後にも、以上のやうな問題を指摘いたしましたので、以上のやうな問題はあつたけれども、以上のように国会に提出しなければならぬという点に、今回の改正に引き続き根本的に再検討して、これが恒久化されることのないよう特に万全の処置を講ぜられたい。こうなつてゐるでして、私はもし局長がこれの見合ひにして――今度の立法の中に、今後こういふ社会保障制度みたいなものを総合的に吟味するという条文がどこにあつたでして。

○逓谷政府委員 一番最後の附則の十七条でございます。

○佐々木(良)委員 その補償保険法の附則でくつつけておるところの、今後総合調整をして考えなければならぬという問題と、それから社会保障制度審議会の答申の最後の今の要望とは一致すると考えておられますか。これは私の方から先に結論を言ひましょ。私はそうじゃないと思ふ。基準法と労災保険法と、この関係を姉妹法としての考え方、制度審議会は見えておる。その労災保険法に新しい概念を加えて、それらに職業病的なものも補償もこれに加えるといふことは、制度審議会のあの内容に書いてあるやうに、いろいろな問題を出してくるようになるから、従つてそういう考え方には根本的に反対であるという立場を制度審議会はとつておるのです。だから制度審議会が最後のくだりで、特別な措置を要

望し、恒久立法化しないようにといつておるのは、この基準法並びに労災保険法という体系の中にこのまま固定化することに対して異議ありと言つてゐるのです。それが提案された本法案の附則でもって補われておるのは、いろいろなその他の関係があるけれども、この労災保険法の中でこれを調整することによつて修正しようといふやうになつてゐるわけですよ。根本的に言へば、今度の法案の中にある附則によつて今後補われるものは、これは体系的な基本的な問題ではない。職業病的な単独立法的な考え方否定して、その上にこの労災保険で全部まかなおうという思想の上にそれを調整しようというだけの話です。制度審議会の方はそうでなくて、根本的にそれは違ふのではあるまいか。だから言ひなれば、今度の暫定措置として何か答弁をしようというならば、労災保険法の中で包括的に処理してしまふやうな状態に恒久的にならぬやうに考えたらどうだろうか、私はこゝう解釈するのですけれども違ひますか。

○逓谷政府委員 社会保障制度審議会が、このまま「恒久化されることのないやうな万全の処置を講ぜられたい」といつてゐる点は、今度の改正法案の附則第十七条に掲げられた事項に限定した注意ではないことは御指摘の通りでございます。ただ、この社会保障制度審議会の答申の後段におきまして、職業病的について、偶発的事故による災害と同一の範疇に入れることについては反対であるというやうな見解を表明しておるわけでございますが、この点につきましては、先ほど来申し上げておりますやうに、今度の根本的な検討を、

けい肺審議会において行ないました際に、最も基本的な問題の一つとして終始議論検討を見た事項でございます。

そこでけい肺審議会の結論としましては、けい肺につきましては、予防と管理は、これは非常な特殊性を持つておるから、別個の単独法で実施する方が適當である。ただ補償につきましては、このじん肺、せき損に限らず、類似の傷病がございまして、そういったものを一括包摂いたしまして、労災補償の制度の中で、これに対する適切な対策を講ずる方がよろしいという結論を、けい肺審議会の公益委員の考え方として出しておるわけでございませう。従いまして、そういったけい肺審議会の公益委員の思想と、社会保険制度審議会が答申でいっております考え方が、不幸にして意見が分かれておるといふことは事実でございます。

○佐々木(委員長) だから、大體根本的に法体系の考え方が両方分かれておるのではありません。それならそれで私はいふと思う。ただその場合に、ほんとうならば、法体系というよりな問題でこれだけ分かれておるならば、法体系みたいなものの考え方の参考に最も重点的にすべきものは、社会保険制度審議会の意見の方をより重視すべきではなかつたか。じん肺に対する保護について、じん肺はどういう予防をすべきか、健康管理をどうすべきか、どう補償するのがいかにというよりなじん肺自身の問題については、私はじん肺審議会の方の權威を認めてもいいけれども、社会保険制度全般を見ておる審議会の方が、社会保険自身についてはより一そう高度な観点から見えておる、こゝろ見るのが常識である。従つて時間的

な余裕があつて、十分検討される時間があるならば、普通ならば、意見が分かれておつた場合には、制度審議会の方をもう少し重点的に考えるべきではあるまいかという意見を持つておるわけですね。しかし実際には年末に法案を出さなければならぬということとせかされたのだから、やむを得ないという氣もしますが、一番最初私が言いましたように、この一年か二年、これまでやつてもできなかったといつても、これはまだ先のことで、できぬとも限らぬのでありますから、もう一ぺん根本的なけい肺——せき損を含めてもいいけれども、けい肺並びにせき損を保護するための特別な保護制度について考える必要はないのかという観点から、臨時措置法を延ばして、もう一ぺん根本的な検討をせよといふ、こういう意見になるわけでありませう。しかし同じことを繰り返しては何でありますから、もう少し先に進んでみたいと思ひます。いすれにしても、事務当局のお考え、それから大臣のお考えも確かに承りましたが、けい肺等の保護のために、やはり先ほど言われたような、総合対策の樹立の必要性は認めぬ。しかしながら、それをけい肺審議会がいつておるような立場で法体系を考へるならば、今のこの二つの法案で大体満足すべき法案ができたのではなかつたかと思ひます。私はいさうお考えだつたと思ひます。従いまして実際の吟味は、今度のけい肺法及び労災の改正法案の内容が、けい肺、せき損の特別保護の目的にかなつた内容を持つておるかどうかといふことを吟味してみ

さすすればはつきりわかる、こゝろいふように思ひわけでありませう。しかしながらその前に、今問題になつておりますところの長期療養あるいは長期給付という考え方を中心にして、こゝろ新しい制度を労災法の中に持ち込まれたのでありますから、この法体系といふものはもう一ぺんはつきりその立場から吟味してみることがあると思ひます。だから私の意見も含めまして、提案されておる二法案の内容について、従来希望しておつたような特別保護措置ができておるかどうかという内容に入る前に、こゝろ長期療養制度という問題を新しい制度として持ち込まれた、しかもそれを労災法に持ち込まれたことについて、従来の法体系と矛盾するところがあるとはいふまいかと、こゝろを、もう少し詳細に問題として取り上げてみたいと思ひます。一つ大臣の意見を承りながら調べてみたいと思ひます。

まず第一に、先ほど来お話しになつておりますところのけい肺審議会の見解というよりは、だんだんと承つておりますと労働省の事務当局のお考えのようでありませう、それが今度こゝろ法体系をとつたといふことについて、一つの理由は、じん肺以外のもの、せき損も含めていいのですけれども、類似の傷病あるいは災害に対する保護の均衡を保ちたいといふのが一つの大きな理由になつておるらしい。もう一つは保険のやり方でありまして、私もあまりよくはわかりませうけれども、使用者の負担金の賦課という問題と労働保険料の徴収という問題を中心として、要するに保険技術の問題といふことが一つ大きくあげられておるような氣がいたします。しかしこの二つの

理由についてみますと、第一の保護の均衡という点についてみるならば、それはじん肺、せき損というものを職業病として単独立法で扱つて、並行的に労災法は改正によつて類似傷病の保護を同じような措置をとつて均衡を保ち、ふまへるやうに厚く変えてもちつてもかまわないことであると思ひます。また別に類似傷病を包含するやうな今までの単独療養病法としてもよいのであります。従いまして保護均衡という理由が法体系上単独立法を否定するといふ根拠にはならぬのではないですか。職業病法という単独立法では保護の均衡を失するといふ理由にはなすなうまい。

その単独立法の中に類似傷病を入れてもいいし、それが工合が悪いというならば、その分だけ災害保険法だけの改正が何かやつてもいいわけでありませう。従つて保護の均衡という点からだけいふならば、職業病法の単独立法を否定する根拠には私はなかりたいと思ひます。さらにまた第二の保険技術の問題といふのは、これは要するに手続が——先ほど小林進君が手続がさくなるからといふことはおかしいじゃないかといふやうなことをおかしなした、まさに同論でありまして、少し複雑になるとかならぬとかといふことで法体系の基本的な問題を律するのは、末梢的な手続論過ぎると私は思ひます。従いまして、ここに書いてありますやうな意味での労災の問題について保護の均衡の政策論や、あるいは保険技術の手続論といふことは、こゝで論ぜらるべき法体系の基本的な問題ではない。むしろこゝで論ぜらるべき法体系の基本的な問題といふのは、労働

理由についてみますと、第一の保護の均衡という点についてみるならば、それはじん肺、せき損というものを職業病として単独立法で扱つて、並行的に労災法は改正によつて類似傷病の保護を同じような措置をとつて均衡を保ち、ふまへるやうに厚く変えてもちつてもかまわないことであると思ひます。また別に類似傷病を包含するやうな今までの単独療養病法としてもよいのであります。従いまして保護均衡という理由が法体系上単独立法を否定するといふ根拠にはならぬのではないですか。職業病法という単独立法では保護の均衡を失するといふ理由にはなすなうまい。

根本的な従来の労働立法があるが、この従来の労働立法の根本理念の中に、国庫負担を含む長期補償という新制度を、矛盾なしに持ち込むことができておるかどうか、この新制度をこの法体系の中に持ち込むことが、矛盾が少ないのか、単独立法としての職業病法といふ法律を作ることが、より一そう従来の補償制度を比べて矛盾が多いのかといふ、この二つの吟味になるのではないかと。従つて、法体系の問題としては、今ここに述べられておりますやうな手続論や政策論ではなしに、基準法、労災法との関係において、単独立法が適切であるかないかといふ考え方を吟味するのが根本である、こゝろ私は考えるのですが、労働大臣、いかがでございますか。

○松野國務大臣 これはどちらも私は否定するものではないと存じます。ただ、考え方として、基準法あるいは保険法といふものの基本と、けい肺の特別保護法といふものが、基本的に矛盾するとは私は考えておりませう。ただ法体系として、すべての産業に及ぶやうにすると、いろいろな病気が出てくるだらう。けい肺の次に潜水病法、何々病法と出てくるといふことは、法体系として好ましくないことであらう、やはり基本的には基準法、労災保険法の中に含め得られるものは含めるやうにすることがより安定だ。ただ、じん肺という問題は、予防とか健康管理という特殊な立場がありますから、これは別に予防及び健康管理としてのじん肺法といふものを出さず、基本的には労災法においてこれを全部包含するといふことの方が、私は将来ともに法体系としてはより望ましいことだと考えます。

理由についてみますと、第一の保護の均衡という点についてみるならば、それはじん肺、せき損というものを職業病として単独立法で扱つて、並行的に労災法は改正によつて類似傷病の保護を同じような措置をとつて均衡を保ち、ふまへるやうに厚く変えてもちつてもかまわないことであると思ひます。また別に類似傷病を包含するやうな今までの単独療養病法としてもよいのであります。従いまして保護均衡という理由が法体系上単独立法を否定するといふ根拠にはならぬのではないですか。職業病法という単独立法では保護の均衡を失するといふ理由にはなすなうまい。

しかし、やはり過渡期におきましては、じん肺病という特殊な産業病であり、今日まで予防、健康管理に相当研究を進められておりますから、これにつきましても、じん肺法という法律でその分を受け持つ。しかし基本としては、補償とか長期給付というものは基本法の中に含まれることの方が、より前進的法体系だといふので、実はこのかみ合わせをしたわけでありまして。従って、別々にして悪いと私は否定はいたしません。否定はいたしません。好ましくない。それよりも、一つの基本法の中に含め得られるものは含ませることが好ましいという方向を私はとっておるわけでありまして。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(良)委員 従来の基本法の中に含ませることの無理のために、かえって基本的な保護が薄れる結果になることを私はおそれております。しかしその内容は、今言いましたようにあと回しにしましょう。体系だけの問題にしましょう。しかし今の労働大臣のお話によりまして、両方にも理屈があるだろうが、なるべくならば、既存の法律の改正みたいなことで、その中に入れたらいいのだ、その方がより便利らしいから入れたらいいのだ、こういう常識論のように承りましたので、それならば、少し中に入ってみまして、現在の労働基準法及び労働災害保険法というもののの中に、こういう長期給付というようないだろるかという点を、もう少しフランクに吟味してみたいと思います。

これは局長です。に御承知のことだと思ひますが、一番根本的な問題として、現行の労働保険法の基本的な理念は一体何でしょうか。これは試験をするように悪いのですけれども、常識的に言われていることですから、それをはつきり、基本をきめてかかりたいと思うのです。

○松野(正)委員長 現在の労働保険法の基本理念は、労働者が、その業務上に基因して災害を受け、あるいは疾病になつたという場合、これを使用者の責任において、その損害を補償してやるというのが労働保険法の基本理念でございます。

○佐々木(良)委員 私も同感であります。繰り返して言うならば、労働法の基本的な理念は、業務上の事故発生によつて労働者に災害が起きた場合に言うならば、使用者の無過失責任を明確に規定してその補償措置をきめたものだ、こういうふうには私は了解するわけでありまして。そうするとこの法理念といふものは、使用者の無過失責任を決定したものでありますから、従つて補償する義務は当然事業主にあるわけだ。だから現行の保険法によりまして、補償金額は事業主の全額負担という建前を当然とてくるものだと私は思ひます。だから、事業主の全額負担という基本的な建前を一方に持つてゐる。しかしながら、無制限に無過失責任をかぶせられたものではどうにも困ることがあるからといふので、労働基準法十九条の例外規定の八十一條を援用しまして、ここで三年間の打ち切り補償制度といふものを用いて、使用者側の無制限の賠償責任を救済して、この建前になつてゐるものと私は思ひます。局長、この考え方ではよろしうございませうか。

○松野(正)委員長 その通りでございます。

○佐々木(良)委員 この基本的な事業主の全額負担、そして三年間の打ち切り補償制度、この建前から見て、これに今度新たに追加されたところの制度といふものは、まず国庫負担という概念を入れました。補償の内容に国庫負担といふものを入れた。それからもう一つは、長期給付という制度を入れた。長期給付という概念を持ち込んだことは、従来の基本理念に対する相当の変更だと思ひます。これはだんだんと無理が出てくると思ひますが、この考え方に対して労働大臣はどう思ひますか。

○松野(正)委員長 今回は、特に産業全体の立場に立つたわけでありまして。無過失賠償責任の限界を越えておりますから、越えた分については、いわゆる産業関連といふ意味で国庫負担をそれに伴つたわけですね。従つて、個人々々の無過失賠償責任の域を越えた部分について、今回新たにそういう構想と思ひが入つてきたわけでありまして。と云つて、これは労働保険法を全面的に否定してゐるわけではございません。労働保険法の精神といふものは、いわゆる無過失賠償責任の限界においては事業主の責任である。同時に労働保険法といふのは、労働者の福祉と生活と疾病に対する保護規定も、この精神の中に入つております。従つて、それらを越えた部分については、そういう意味で、人道上においてもあるいは産業関連といふ意味で、全体的な産業の負担という考えから、国庫の負担をあわせてたわけでありまして。

○佐々木(良)委員 現在の基準法の建前、労働法の建前、この建前は、先ほど基準局長が言われた通りの基本理念を持つてゐる。この基本理念に対して、今言われたような新制度は、まさに相矛盾するものである。言うならば、異質の内容を持つてゐるものである。この考え方をどういふふうにつけるかといふ問題は別です。しかし、一つの法律にはおのずから基本法理念といふものがあるはずだと思ひます。この基本法理念に対して、まづこちらから対立する異質のものをくつつけるというところは、これはまさに木に竹を結いだ格好の法律になるとお考えになりませんか。その方が法体系をよりおかしくするし、法形式をより一そり不明確にするとはお考えになりませんか。

○松野(正)委員長 基準法と労働法とは、もちろん表裏の法律でございますが、必ずしも基準法と労働法が全部一致でなければいけない、基準法が母法で労働法が子供だといふ、そういう思想ではございません。労働法の建前も基準法とはとんと表裏ではございません。労働保険法といふものは、必ずしも基準法即労働保険法ではございません。従つて今日の場合、限界を越えた部分について新たな制度が継続的に継ぎ足されたといふので、全然法体系と矛盾したといふ考えではございません。今日以上には限界を越えた、はつきり申せば、手厚い保護に踏み切つたといふ点が新たにつけ加えられたわけであつて、これは木に竹でなしに、ちょうど木をもう少し伸ばしたという思想で、労働保険法といふのは十分そういう精神を持つてゐるものだと思います。た

だ労働保険法すなわち基準法というならば、おつしやる通りでありまして、基準法に合わない部分は何かいじやないかといふことになるが、そういう法体系のものがなく、労働保険法はあくまで労働者の保険業務あるいはその疾病といふものを主体とした法律であります。従つてもちろん関連はございしますが、即ちやないという意味においては、今回このワケを改訂をして、そうして産業全体における補償という関連性を持たしたわけでございます。

○佐々木(良)委員 新制度を新たに採用することがいい、悪いの問題はしばらくおきまして。これは今度の内容の問題に入りますから、産業全体を含めるような形で新制度を採用した方がいいか悪いかといふ問題はしばらくおきまして。

現行の基準法と労働法との関係において、松野大臣は、今姉妹法のようなものであり、子供と親のようなものみたいだけれども、必ずしもそうではないといふようなお話でありましたが、それは基準局長どうですか、基準法の根本的な考え方、たとえば十九条の解雇制限の考え方、たとえば十九条の解雇制限の考え方、七十七条の遺族補償の問題、さらに七十九条の葬祭料の問題、あるいは八十条の葬祭料の問題、これらを見てきました際に、これらからこれを受けて立つておるところの労働保険法との関係を見た場合に、この基準法と労働法との規定しておるところの、たとえば使用者の責任といふ範疇が、違つた範疇に属するものであるか。労働基準法と労働法に一貫しておるところの法理念は、私は先ほど

述べられた法理念だと思ふが、今語がちょっと道をそれたようでありますけれども、たとえば使用者責任という概念が、違つた範疇に属しているものが現行のこの二つの法律の中にあるかどうか。

○濠谷政府委員 労働基準法と労災補償保険法の関係でございしますが、これは労働者災害補償保険法が、いわゆる労働基準法における使用者の責任保険法であるかどうかという問題であるわけでございます。この労働補償保険法が当初占領軍のもとに置かれたわけでございますが、当時日本政府から出された原案では、実は労働者災害責任保険という文字をつけまして、あくまでも労働基準法と表と裏の関係の保険であるという建前で、実は立案されたいきさつがございまして、それが当時の司令部との折衝の過程におきまして、確かに労働補償保険法は従来のいきさつから言ひまして、労働基準法と表と裏の関係にあることは、これはもう何人も否定できないわけでございますが、単なる基準法による使用者の責任、それだけに終始するかどうか、それに限定するかどうか問題が起きてきたわけでございます。結論を申し上げますと、結論としてしましては、責任保険に限定しないで、労働基準法による使用者の責任以上に広い考え方を含めて、労働者災害補償保険法という法律が提案せられ、今日に至つておるわけでございます。現に第一条の目的を見ますと、ここにございしますように、「業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い、併せて、労働者の福祉に必要なる施設をなすことを目的とする。」というふうな、目的自体も単なる責任保険法ではないに、それ以上に広い幅において、労働者の福祉に必要な施設も同時にやることを目的とするのだというふうな、目的自体がはっきりと規定しておるわけでございます。そこで第二回の労働基準法による補償と、労働保険法による補償との間に、それをほみ出るものがあるかどうかという御質問でございしますが、労働補償保険法の十二条におきましてございしますように、たとえばこの二号におきましては休業補償でございしますが、休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場合を除く」という場合に、これは基準法による使用者の責任がございします。それは労働保険では取り扱わないというふうな具体的な事例もあつたわけでございます。そのほかに基準法による使用者の補償責任以外に、プラスの面といたしまして、たとえば御承知のように、全国に労働病院という施設を作りまして、そこでいろいろな補給施設もやつておる。最近におきましてはさらに労働能力の回復施設等も労働病院に敷設いたしまして、そういう施設もやつておる。そういうたようなことは明らかに労働基準法における使用者の責任以上にはみ出る部分でございします。しかしながら、いづれにしましても労働補償保険法の実体と申しますか、本体はあくまでも労働基準法の表と裏の関係にある部分が本体であり、大部分を占めるというところは、これは申すまでもないことでございます。

○佐々木(良)委員 私はこの法体系の問題で強く指摘したいのは、今のような、われわれしるうとの法律書生ではちよつとわからないような部分に、知らぬ間に基本的な法理念からはみ出するやうなものが増えておいて、こういう例外があるから、従つてもっと大きな基本的な法理念の相違をやつても、これは異質のものではない、こういう援用をされることは困る。法律は何も法律を作つた者あるいは立案に當つた役人だけが見るものでなくて、これは普通の常識にゆだねなければならぬものです。従ひまして今業務上の疾病に對して日本の労働基準法あるいは労働法は業務上の疾病の責任を使用者に限定せず、國家にもはつきりと責任を持たせておる、こういう法体系になつておると考へてよろしうございしますか。

○濠谷政府委員 これは先ほどお答え申しましたように、労働基準法、それとやらはらの関係にある労働補償保険法を通じて、業務上労働者の受けた疾病あるいは災害については使用者の責任において災害補償するというのが基本的な理念であります。

○佐々木(良)委員 その基本的な理念を今度の改正法案がくずしつゝある、こういうふうには私には考へるわけですが、少しくらいくずしても根本はくずれぬということになるかもしれない。今も何とか病院のどうのこうのという話があつた。しかしほんとうの質の根本をくずすやうなものがある場合は、法体系、法理論としては十分吟味しなければならぬ問題だと私は思ふ。

もう一つ問題を添へて、今の使用者の三年間の無過失責任の本来の法の建前は、根本的に無過失責任を使用者に強要しておるから、それが無制限であつてはあまりにかわいそうだといふので、私は三年間の打ち切り補償という制度を採用して使用者を救済しておるのだらうと思ふ。この概念を今度ははつきりとくずして、長期療養による長期補償という建前になつた、こう私は考へるのであります。確かにこの審議会の答申書を見ますと、その点について使用者は非常に執拗に論駁を加えておる。われわれの責任がふえたのだらうかといつて非常に心配しておる。三年間以後にもわれわれの責任を持たなければならぬやうになつたのだらうかといつて心配しておる。労働者の方は逆に、本来使用者がはつきりと責任を持つておつてくれたものに何だか訳のわからぬ國の責任みたいなものが入つてきた、そうすると、あいつは逃げるのじゃないかといつて心配しておる。私は今度の改正で使用者の責任という問題について、従来の考え方からプラス・アルファをしてマイナス・ガンマをしたと思ふ。それで、使用者責任に對してプラスの何かを加えて、マイナスの何かをとつた、こういう関係において、使用者責任というものが従来の法理念の建前から見ると、非常にややこしくなつてきた、こういうふうには思ふわけでありまして、繰り返してもう一ぺん言ひますと、どうでしようか、今度の労働補償保険法で國の負担をはつきりと何条でしたか、こしらえられましたね。そのことは、労働基準法にまでさかのぼつて、業務上の疾病に對しても國は何かの責任を持つべきだといふ考へ方に立つものであるかどうか。

○濠谷政府委員 労働基準法による使用者の責任は、先ほど来先生が御指摘なされておる通りでございまして、三年間の療養中はもちろん使用者の責任において補償されるわけでございますが、その三年を経過してもなお、なおらないという場合には、平均賃金の千二百日分の打ち切り補償を支払うことによつて、それ以降の補償責任が免責されるという建前をとつておるわけでございます。労働補償保険法におきましてその労働基準法の考へ方を受けまして、その点においては両方の間に食い違いは全くないわけでございます。ただ今長期年金制度を採用するにつきますと、國庫負担がそこに入つてきた、それは、従来の労働補償保険法にとつて異質なものではないかといふ御質問でございしますが、従来の基準法による使用者の責任及びその範囲というものは、基準法が変更されない限り、この点については変更は何らないわけでございます。ただ一番問題になりましてはせき損患者あるいはじん肺患者のように、相当長期の治療を必要とするというものにつきましては、この労働基準法なり現行の労働補償保険法の定めておる補償の程度あるいはその内容では十分ではないということがはつきりしてきまして、それを補うための措置として御承知の特別保護と、さらに引き續いて臨時措置法という法律が特別に制定されて、その足りない分を補つておるわけでございます。しかしながらこの両特別措置は、いづれも二年間という期限付でございまして、それ以降については何らの保障を受けておる患者にとりましては、自分の将来について非常な不安を持つておるわけでございます。従つて、そういうふうな不安定な状態に置くことは

望ましくないから、より根本的な、ほんとうに安心できるような根本的な対策を考へようというのが臨時措置法の第十三条の政府の責任として課せられたわけでありました。それで、それに対する措置として考へられましたのが、今回の長期補償制度でございます。ところがこの年金制度を採用するにつきましては、従来の労働基準法による使用者の責任の範囲との関係をどのように調整するかという問題が、一つの非常に調整の困難な問題であつたわけでございます。そこで今回の改正法律案の考へ方は、従来の基準法による労働者の責任の範囲というものはそのままいたしまして、その八十一條の打ち切り補償を越える部分について、これは従来の基準法による使用者の責任を越えるものでございまして、その越える部分については政府が負担をするという考へ方をとつたわけでございます。

意味におきまして、決して従来の労働補償保険法の考へ方と異質なものだといふふうには考へておらないわけでございます。

○佐々木(良)委員 長期給付という形をとられて、そして補償を強化されようという考へ方に反対しておるのではない。従つて、私は今後ほんとうに、言われておるような長期給付によつて手厚い補償がされておるような内容になつていくかどうかというものは、私はあとで吟味すると言つておる。私が今ここで言つておるものは、法体系の問題である。なぜならば、今基準局長が言われたような理屈で、もっと手厚い補償はしたいんだけれども、ちよつとこの法上の建前があるからと言ふ。この法上というものは、労働基準法あるいは労働者災害保険法という建前があるからだ。この箱の中だからさうはいかぬのだといつて、本格的な保護対策を逃がられる危険性が現実的にこの中に出てきておる。だから、私も最初は初めから単独の職業病法というものを作つてやりさえすればいい。その中なら法概念の矛盾を来さずに、使用者責任と國家責任というものを加味して、この二つの責任で十分なる法体制ができるような制度を作ろう、こゝういふ建前をとつておるのですから、話をこんがらかせないで下さい。

お答をいたしましたように、業務上の疾病、災害補償につきましては使用者の責任というものは、労働基準法によつて定められておるわけでございます。ところが今回の年金制度の採用に際しまして、年金制度というものは、従来の基準法による使用者の責任の範囲では採用ができないわけでございます。従つて、そのほみ出た部分については政府も應分の負担をして、使用者と共同で補償をしていく、こゝういふ考へ方でございます。

○佐々木(良)委員 年金制をとるかというのかという話は別なんだ。年金制をとつた方が補償が手厚いと思ふうなら、それはまた話が別になると思ふ。その政策内容に入つておるのではないのです。今あなたはこゝういふところに言われました。ともかく責任のなるところに國から費用を出すというの

○佐々木(良)委員 年金制をとるかというのかという話は別なんだ。年金制をとつた方が補償が手厚いと思ふうなら、それはまた話が別になると思ふ。その政策内容に入つておるのではないのです。今あなたはこゝういふところに言われました。ともかく責任のなるところに國から費用を出すというの

○松野國務大臣 法概念は基本的に基準法を変えておりません。従つて、國家の費用を出すという概念を、今回の法律案は規定しておるわけではございません。

○松野國務大臣 法概念は基本的に基準法を変えておりません。従つて、國家の費用を出すという概念を、今回の法律案は規定しておるわけではございません。

○佐々木(良)委員 そりすると、今度の改正によつて、労働基準法と同じように、また従来と同じように、業務上の傷害に対する責任は、あくまでも使用者がオンリーにあるという建前ですか。

○松野國務大臣 従つて無過失賠償責任の眼界は、今回の法律によつて少しも矛盾も改正もしておりません。それから先は、いわゆる今回の改正案におきましては、産業関連、人道上、政策上の問題であります。従つて基本は私たちがくすすものじゃない。というの

○松野國務大臣 従つて無過失賠償責任の眼界は、今回の法律によつて少しも矛盾も改正もしておりません。それから先は、いわゆる今回の改正案におきましては、産業関連、人道上、政策上の問題であります。従つて基本は私たちがくすすものじゃない。というの

○佐々木(良)委員 従来のけい肺法の理念をこの法律に生かすところに矛盾があるのではないかと云つておるのです。従来の基準法や災害法によつて救済できないから特別保護法ができたのです。特別保護法によつて初めて今のやうな國庫負担を含めるやうな方法を可能にせしめる、こゝういふ道を開いた。そのための特別保護法なんです。

○佐々木(良)委員 松野さん、政策としてはおかしくないか、せき損という産業病になぜ政府は補償したかという議論にこれはさかのぼるのではないだろうか。それはその産業、病気の特殊性に於いて今日でも國庫負担をやつておるのだ、それもおかしいじゃないか、けい肺であらうが何であらうが無過失賠償責任、使用者の責任には変わりはない。しかし今日けい肺法というものができてやつておる、それに國庫負担も入つておるといふ理念を今回この基本法に生かしたのであつて、特にこれは私は変わつておると思つておられます。

○松野國務大臣 従つて無過失賠償責任の眼界は、今回の法律によつて少しも矛盾も改正もしておりません。それから先は、いわゆる今回の改正案におきましては、産業関連、人道上、政策上の問題であります。従つて基本は私たちがくすすものじゃない。というの

○松野國務大臣 従つて無過失賠償責任の眼界は、今回の法律によつて少しも矛盾も改正もしておりません。それから先は、いわゆる今回の改正案におきましては、産業関連、人道上、政策上の問題であります。従つて基本は私たちがくすすものじゃない。というの

○佐々木(良)委員 従来のけい肺法の理念をこの法律に生かすところに矛盾があるのではないかと云つておるのです。従来の基準法や災害法によつて救済できないから特別保護法ができたのです。特別保護法によつて初めて今のやうな國庫負担を含めるやうな方法を可能にせしめる、こゝういふ道を開いた。そのための特別保護法なんです。

その考え方を今度も根本的な基準法の中にもう一べん戻そうとするところに問題がある、私はこう言っておるわけです。違いますか。

○松野国務大臣 おそらく肺及びじん肺法ができました当時、根本的に検討するならば今回のような案が出たであろうと存じます。しかしすでに四年前、これも非常に早急の立場でできた法律でありますし、私の記憶では第一回は議員立法だと考えます。そういう時間的制約現状に迫られて今日の立場としては肺及びその法律ができたのでありますから、できた当時から根本的な改正をしろうというのはこの法律につき添った一つの理想であつたわけで、早く根本的改正をしろうというのは毎年起こつておつた。これが永遠にいくならば、おそらく年限法なんというものはできなかつたであろうと思ふ。やはりみんなが何か基本的なものを作るまでというので一年延ばしあるいは二年延ばししてきたのがじん肺、けい肺法であります。従つて根本的なものを早くしろというのはこの立法当時の問題でありました。けれどもしよかつたならば期限付の立法ではなかつたであろう。私は、法体系は考えられる。従つて法体系上はあくまでもけい肺法というのは臨時的なものであつて、近い将来において根本的の対策を立てるというのが制定当時からの思想だ。それを今回根本的の対策として入れたのでありますから、佐々木さんの御議論と私の議論は違つていない。従つて今回その趣旨で、その方向で法体系としてこれが根本的の対策だと私は信じております。

○佐々木(良)委員 根本的の対策の内容は、おそらく長期給付を中心とし、そして補償責任に国の負担も入れるということになるでしょう。今私が言っているのは根本的の対策の内容を盛る法手段のことを言っている。そういう内容の盛るのには職業病的な単独立法の概念でなければ非常に多くの矛盾があり得る、こういう建前に立っているわけですから。ですから今までのような保護法の内容を持つておるから、従つてその内容をそのまま基準法に持つてきていい、労災法に持つてきていいということには断じてなりません。

○松野国務大臣 おそらく職業病的な特殊な立法が将来考えられることは私も否定はいたしません。しかし社会保険制度審議会というものを今日置きまして、総合的な国家の審議機関がやつておられるときに、もしかりに新しい法体系を持つていきまされたならば、おそらく社会保険審議会から今回のような円満な答申は出してもらえなかつたかもしれない。従つて今回はやはり既存法の中において生かし得るというのが最大限であつて、将来社会保険制度審議会において大きな改正がありますときには、当然この問題も再検討されるであらう。従つてここで新しい恒久立法をするというところは、すべての審議会の中においても皆ちやうどされておる。その意味で、現行法の中で取り入れられるものは取り入れ、取り入れられないものは、じん肺法という予防衛生管理という面から取り扱つた。しかし私は今日の場合これが最大のものだと思ふ。もし職業病的な根本的なものを立てるといわれますならば、今日の場合に合うものでもなければ、昨年のこの法案における一年間にやれという趣旨とは非常にか

離れたことになつてしまふ。従つて満足ではございませんけれども、その趣旨を生かし、各審議会の御審議を経た段階においては、今回はいわゆる既存法の中に生かすということが国民のために一番妥当ではなからうかと思ふのです。

○佐々木(良)委員 松野さん、制度審議会は反対しているのですよ。あなたは勘違いしておられますな。ここに制度審議会の答申ではつきりとそう出しておる。あなたはけい肺審議会の公益委員の意見と社会保険制度審議会の意見と勘違いしている。せつかく名演説だつたけれどもそれは工合が悪い。よく見てもらいなさい。

○松野国務大臣 本審議会は業務上の傷病一般について、これはむしろ年金の方が適当であると考えたとある。全然反対をしているわけではありませぬ。(「裏を見ろ」と呼ぶ者あり)労働基準法の定める一時金よりもむしろ年金の方がよろしい。問題は労働基準法に定めるものよりも今回の改正がよろしい。ということ、やはり既存法というものを念頭に置いて、一応これは妥当としている。裏の方はおっしゃる通りに、いろいろ法体系として新しいものを作ることはよろしくない。新しいものを作るのにはちやうちよするといふのが裏の問題だと思ふ。それには職業病とかいろいろ新しい立法をするには少し議論があるということであります。最初の方は明らかに今回のこの程度のものであつたかろうではないかというのが答申の精神であらねばならない、私はこう読んでいます。

○佐々木(良)委員 またえらいことになつてきて、基準局長が弱つておるです、大臣。これではいつまでたつて先へいけやせぬ。あなたが今言われた第一ページのほうは、社会保険制度審議会が答申しておるのは、年金制度という考え方がいいと書いてある。それは労働基準法にきめてあるものは大体一時金だ、一時金の範囲を基準法あるいは労災法はおそらく出られないだろうという観点に立つて、そういう一時金制度よりも年金制度がいいと書いてある。これがページです。それから裏の方は、もしその年金制度を現在の法体系の中かから一番うまく作らうと思ふならば――読んで上げましようか。「むしろ職業病に対する国庫負担中心の特別保護法を単独に制定するほうが、適正かつ公平な措置を講ずることができるとある。この案のように、職業病も、偶発的事故による災害も、同一の範ちゅうに入れることは、多くの点において異質のものを同一扱ひしようとするものであつて、かくては職業病に対する特殊の保護を弱めるおそれがある。」ですから制度審議会は、今のこの改正を労災法の改正でやることには全然反対なんです。しまいの方にはちつとはやむを得ぬと書いてあるかしらねが、これは全然反対なんです。そこをこんがらがつてしまつたらどうにもならぬ。

○松野国務大臣 局長から答えさせます。○松谷政府委員 ただいまの点につきましては、社会保険制度審議会では、先ほども申し上げたのでございますが、この業務上の傷病に対して現行の労働基準法の定める一時金よりも今回の改正法案による年金の方が適当であるというところはつきりいつておるわけでございますが、後段におきまして、職業病的な取り扱ひ方につきましては、ただいま佐々木先生が読み上げられた通りでございます。ただ先ほど申し上げましたように、この点につきましてはけい肺審議会あるいは労災補償審議会の公益委員の考え方と、社会保険制度審議会の考え方とが遺憾ながら一致しておらないわけでございます。労働省としましては、一年有半にわたつてけい肺審議会あるいは労災補償審議会におきまして、この点を根本的に対策を講ずるためにはどのような措置がいかにということを各方面から検討した結論としまして、公益委員の考え方でございますが、それは現行の労災補償保険法の中で一括に取り扱ひ入れ、その方が現状においてはとにかく一番妥当であるという結論が出されておりましたので、その線に沿つて改正法案をまとめてきたわけでございますが、その最終の段階におきまして社会保険制度審議会から、年金制度はよろしい、しかしながら職業病と偶発的事故も一括にやることは、職業病に対する保護が薄くなるおそれがある、この点はいかがであらうかという別な見解が出されたのでございまして、この点については私が先ほど答弁申し上げた通りでございます。

○佐々木(良)委員 ほかの同僚の委員にまことに申しわけないのだけれども、何べん言つてもよいところに戻つてしまふので、これはがまんをお願いしたいと思ふ。先ほどその話があつたから、従つてほんとうならば制度審議会の方をもつと考えられたい、重視された方がよかつたのではない、

いかということ振り出しにして、しかしその理屈の内容を吟味ししよというところで、今のじん肺法のけい肺審議会の公益委員の考え方は、今のような労災保険法の改正でよからうということだが、そのよからうの理由は、先ほど言った、他の類似傷病との保護の均衡であるとか、あるいは保険料の徴収やそれに関連するような保険技術上の問題がおもに述べられてある。この二つくらいの理由ならば、基本的に労災保険法によらなければならないというよりも、職業病法という単独法の制定を決して否定する理由にはならぬではないか。従ってここで吟味しなければならぬのは、従来の法概念の基本であるところの基準法並びに労災法の建前の中に新しく今特別保護法から出発してきて、松野大臣が入れようとするところの新しい長期給付体制という新制度、しかもそれは国庫がある程度負担をしているという新しい制度をこの災害保険法の改正の中に入れていいのかがどうかということをもう一べん理論的に検討してみましようというところから問題が始まっているのである。そしてその中で、こういう概念が入ったのです。一番最初におかしくなってきたのが、使用者の責任の概念だということになっているわけです。基準局長、今の話の続きをしましよ。基準法上の使用者責任の問題を言っておいたわけですが、基準法上の建前は、あくまでも今も言いましたような使用者責任ということをはっきりと明かにしておる。業務上の事故に対しては使用者が責任ありという建前を明確にしておる。今度はその基準法の建前とは全然別に労災法の改正によって、新しく国

も金を出せという概念を入れてあるが、このことは責任のないところでは金が出せぬのだから、従って今度の改正法によって、労災法上は業務上の疾病に対しては国がある程度責任を持たなければならぬという概念を取り入れられたのか、こう言っているのです。

○議谷政府委員 先ほどから申し上げますように、労働基準法上の使用者の責任については、今回の改正法案におきまして何ら変更はございません。ただ問題は、労働基準法なり労災補償保険法における使用者の責任を越えた部分についてなお療養を必要とするような状態が現実にある。そのような現実の必要性に対してどのような対策を講ずるかという問題だと実は思っています。そこでけい肺、せき損についての特別保護法なりあるいは臨時措置法というものは使用者の責任を越えた以降についての特別の措置でございまして、そういったものにつきました使用者の責任を越えておるわけではございますから、それを全部使用者の責任において処理させるといふことは、どう考えましても、そこに無理があるわけではございます。そこで現在の特別措置におきましても、国がその若干部分を負担しておるという政策を採用しておるわけではございまして、今回の改正法案におきまして、従来の使用者の責任を越える部分については、これを全部使用者の責任において処理させるといふことは酷でございまして、そこは政策的に国がその若干部分を負担する、こういう考え方をとっておるわけではございまして、

ば、三年間の無過失責任の建前をくずしたでしよ。打ち切り補償という制度をやめたのです。打ち切り補償という制度をやめたことは、三年間の療養が済んだ後においてもなお療養しなければならぬような状態のある患者に対しては、使用者は責任があるという建前をとっておるのではないですか、どうですか。

○佐々木(良)委員 打ち切り補償によって全部責任がなくなるのではない。四年目以降の療養を必要とするものに対しては、なお使用者はそれをなおす責任ありという建前に変更したのですな。それはいいですね。

○議谷政府委員 その通りでございまして、三年間の無過失責任の建前をくずしたでしよ。打ち切り補償という制度をやめたことは、三年間の療養が済んだ後においてもなお療養しなければならぬような状態のある患者に対しては、使用者は責任があるという建前をとっておるのではないですか、どうですか。

○議谷政府委員 先ほどから申し上げますように、労働基準法上の使用者の責任については、今回の改正法案におきまして何ら変更はございません。ただ問題は、労働基準法なり労災補償保険法における使用者の責任を越えた部分についてなお療養を必要とするような状態が現実にある。そのような現実の必要性に対してどのような対策を講ずるかという問題だと実は思っています。そこでけい肺、せき損についての特別保護法なりあるいは臨時措置法というものは使用者の責任を越えた以降についての特別の措置でございまして、そういったものにつきました使用者の責任を越えておるわけではございますから、それを全部使用者の責任において処理させるといふことは、どう考えましても、そこに無理があるわけではございます。そこで現在の特別措置におきましても、国がその若干部分を負担しておるという政策を採用しておるわけではございまして、今回の改正法案におきまして、従来の使用者の責任を越える部分については、これを全部使用者の責任において処理させるといふことは酷でございまして、そこは政策的に国がその若干部分を負担する、こういう考え方をとっておるわけではございまして、

○佐々木(良)委員 打ち切り補償によって全部責任がなくなるのではない。四年目以降の療養を必要とするものに対しては、なお使用者はそれをなおす責任ありという建前に変更したのですな。それはいいですね。

○議谷政府委員 その通りでございまして、三年間の無過失責任の建前をくずしたでしよ。打ち切り補償という制度をやめたことは、三年間の療養が済んだ後においてもなお療養しなければならぬような状態のある患者に対しては、使用者は責任があるという建前をとっておるのではないですか、どうですか。

○議谷政府委員 先ほどから申し上げますように、労働基準法上の使用者の責任については、今回の改正法案におきまして何ら変更はございません。ただ問題は、労働基準法なり労災補償保険法における使用者の責任を越えた部分についてなお療養を必要とするような状態が現実にある。そのような現実の必要性に対してどのような対策を講ずるかという問題だと実は思っています。そこでけい肺、せき損についての特別保護法なりあるいは臨時措置法というものは使用者の責任を越えた以降についての特別の措置でございまして、そういったものにつきました使用者の責任を越えておるわけではございますから、それを全部使用者の責任において処理させるといふことは、どう考えましても、そこに無理があるわけではございます。そこで現在の特別措置におきましても、国がその若干部分を負担しておるという政策を採用しておるわけではございまして、今回の改正法案におきまして、従来の使用者の責任を越える部分については、これを全部使用者の責任において処理させるといふことは酷でございまして、そこは政策的に国がその若干部分を負担する、こういう考え方をとっておるわけではございまして、

責任をきめたものだ、あなたはさっき言われたでしよ。無過失責任をきめたのだから、本来なおるまでは全部責任を持つというのがほんとうの建前です。それは少し気の毒過ぎるからというので解除条件つきで責任をつけてある、現在の法律は。その解除条件というのが三年間の打ち切り補償です。三年間の打ち切り補償をやった場合には、以後免責するという建前になっておるわけではございまして、これを裏返してみれば、本来は無過失責任を永久的に無制限に持つべきものであるが、三年間の打ち切り補償によって、それを解除条件としての責任というふうな建前を作っているのが私は現行法だと思ふ。ところが今度は三年間が済んでも療養を必要とするものに對しては、なお長期の療養をさせなければならぬというところになったわけだ。そうすると、従来の解除条件を発生しないのです。従って私は使用者の責任は、業務上の疾病を起こした場合には、使用者ははつきりと責任を持つのだという原則に戻ったというふうに解釈するよりほかはないと思ふ。今あなたはそのことを肯定されたのですけれども、そうではしよ。もしそうでないとしたら、先ほど言いましたように、四年目以降じん肺については四分の三政府が持つのだ、その他のものについては二分の一の費用を政府が見る、こう法律に書いてある。それなら逆に四分の一と二分の一とは政府でなくてやはり使用者が持たなければならぬことになるのじゃないか、三年間を越えた部分について使用者に責任があつて初めて金を出すという義務がくつ々しくわけではしよ。だから使用者責任はこの部分にお

○佐々木(良)委員 政策を言っておるのではないです。法概念を言っておるのです。従来この法律の建前は、業務上の疾病に対する使用者の無過失失

責任をきめたものだ、あなたはさっき言われたでしよ。無過失責任をきめたのだから、本来なおるまでは全部責任を持つというのがほんとうの建前です。それは少し気の毒過ぎるからというので解除条件つきで責任をつけてある、現在の法律は。その解除条件というのが三年間の打ち切り補償です。三年間の打ち切り補償をやった場合には、以後免責するという建前になっておるわけではございまして、これを裏返してみれば、本来は無過失責任を永久的に無制限に持つべきものであるが、三年間の打ち切り補償によって、それを解除条件としての責任というふうな建前を作っているのが私は現行法だと思ふ。ところが今度は三年間が済んでも療養を必要とするものに對しては、なお長期の療養をさせなければならぬというところになったわけだ。そうすると、従来の解除条件を発生しないのです。従って私は使用者の責任は、業務上の疾病を起こした場合には、使用者ははつきりと責任を持つのだという原則に戻ったというふうに解釈するよりほかはないと思ふ。今あなたはそのことを肯定されたのですけれども、そうではしよ。もしそうでないとしたら、先ほど言いましたように、四年目以降じん肺については四分の三政府が持つのだ、その他のものについては二分の一の費用を政府が見る、こう法律に書いてある。それなら逆に四分の一と二分の一とは政府でなくてやはり使用者が持たなければならぬことになるのじゃないか、三年間を越えた部分について使用者に責任があつて初めて金を出すという義務がくつ々しくわけではしよ。だから使用者責任はこの部分にお

いては、はつきりと従来の建前からプラス・アルファしたわけではございましては千二百日分の打ち切り補償を支払うことによって、その後の補償責任が免責される。労災補償保険法との関係におきましては、労働者災害補償保険法によってこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、ということになっておるわけではございまして、従って現行の労災保険法におきましては、やはり打ち切り補償を支給することによって労働基準法上の使用者の補償責任が免責される、こういう建前になっておるわけではございまして、今回は、従来の打ち切り補償——これは分割補償の場合は六年間に限定されておるわけではございまして、その六年間程度の補償では十分でない、必要な療養にこたえられないということで、年金という考え方をとったわけではございまして、

そこで問題は、打ち切り補償との関連は一体どうなるのかということではございまして、打ち切り補償は、ただいま申しましたように、分割の場合も六年以内、ところが今回の年金は必要がある限り終身までその補償を労災補償保険という方式において補償を見るわけではございまして、従来の打ち切り補償の限度よりはるかに手厚く、それを越える部分がはつきりと出てくるわけではございまして、従ってその越える部分については従来の使用者の責任以上に

出てくることになりまうので、その点については国が政策的にその一部分を

出てくることになりまうので、その点については国が政策的にその一部分を

出てくることになりまうので、その点については国が政策的にその一部分を

負担しよう、こういう考え方をとつておるわけでございます。

○佐々木(良)委員 ですから、長期給付をやらう、長期給付が必要だ、そしてそれに十分な費用を出さなければならぬということが本来のじん肺対策の、じん肺審議会の結論なんですよ。療養に対しては長期給付は必要だ、それには必要な金を出せということになっている、その建前を現在のこの災害補償法のワクの中に入れるから、今のような使用者責任の問題がやかしくなってくる。しかし入れた限りにおいては、あなたはそれは法理念としてははっきりしなければ工合が悪い。それでは今話が出ましたから先にやってみましょうか、打ち切り補償という制度は今度なくなったのですか、まだあるのですか、どっちなんですか。

○滋谷政府委員 今度は、従来の打ち切り補償にかえて長期傷病者補償というものを支給するわけでありまして、この新しい改正法案第十九条の三におきましてそれをはっきりと規定してございます。すなわち第二項におきまして「労働者が長期傷病者補償を受けることとなつた場合は、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、同法第八十一条の規定により打ち切り補償を支払つたものとみなす。」さらに第一項におきましては、この長期傷病者補償は、基準法第八十一条の規定による打ち切り補償に相当する保険給付であり、かつ、それらの価額は、これらの同法の規定による災害補償の価額にひとしいものとみなす、こういうふうに第十九条の三で、その点は法的にも明確に規定しておるわけでございます。

○佐々木(良)委員 基準法の八十一条というのはまだ生きていますのか。あるいはなくなつたのですか。

○滋谷政府委員 基準法の八十一条は当然生きておるわけでありまして、当然生きておるわけでありまして、補償という制度は完全に消えてなくなつた、基準法では打ち切り補償制度というものは従来と同じように生きておる、こういうことですか。

○滋谷政府委員 労働基準法上の打ち切り補償の制度は、これは労災保険法と関係なしに当然生きておるわけでありまして、労災補償保険法上の打ち切り補償の制度につきましては、ただいま申し上げましたように、この長期傷病者補償を受けるに至つた場合は、打ち切り補償に相当するものであるというふうに法律で規定しておるわけでありまして。

○佐々木(良)委員 打ち切り補償制度を基準法でどうしてまだ残しておかなければならないのか。打ち切り補償制度を労災法では明確に削除しておいて、そうして基準法でははっきりと残しておかなければならぬ理由。

○滋谷政府委員 御承知のように、労災保険法の適用の問題であります、労働基準法の適用を受ける事業場で労働保険法の適用を受けない任意適用事業があるわけでありまして、そういう労働保険法の適用を受けない事業場について使用者の責任は、当然労働基準法で規定しておるわけでありまして、そういう労働保険に未加入の基準法の適用事業場については第八十一条が必要になつてくるわけでありまして。

○佐々木(良)委員 対象の相違は今の

ような格好であるならば、建前としてはどういふことになるのか。打ち切り補償制度というものをなくして長期給付にするという建前だと私は思った。そうすると打ち切り補償制度というものが前提になつて、まだいろいろな制度なり考え方なり残つておるということですか、どういふ関係になるのですか。

○滋谷政府委員 労災保険法の適用を受けられない事業場については、基準法の第八十一条の必要性がございまして、これは当然生きておる。そうしますと、労災保険に未加入の事業場で長期のいわゆる年金による補償を必要とするような者が出た場合に、この基準法の第八十一条の関連はどうか、こういう御質問かと思ひますが、それは確かに大きな問題でございまして、そういう事態に備へるために今回の改正法案におきましては、そういう必要が発生するまでは労災保険には加入しておらなかった、加入しておらなかったのがそういう必要性が起きてきた場合には、そのあとから労災保険に加入すれば年金による長期補償が受けられるという制度を今回の改正法案においては採用しておるわけでありまして、そういうことによつてこの労災保険法による年金制度、それから基準法による打ち切り補償の適用事業場との関係の調整をはかつて参りたい、こういう考え方になつておるわけでありまして。

○佐々木(良)委員 ますますわからなくなつてきた。対象がこんがらかるのか、中身がこんがらかるのか、法理念がこんがらかるのか知らないが、これだけ聞いてわからなければ、説んだ者はなおわからない。それならこういう

法律は作らない方がいい。一体どういふことなんだ。それならもう一ぺんもどに戻りましょう。使用者の責任というものはどの程度なのか、国の責任というものはあるのかないのか。この業務上の疾病あるいは障害というものの対して従来の建前から変わったのか変わらぬのか。

○村上説明員 先ほど来局長が御答弁申し上げておる通りでございますが、使用者の責任と申します場合に、それが法律上明確な責任であるか、社会的な責任であるか、しかも法律上の責任と申します場合に、基準法上の責任であるのか、保険法上の責任であるのか、そういう問題があると思ひます。そこで使用者の責任と申します場合に、労働基準法上の責任は御承知の通りでございます、この改正法案によりまして、その基準法上の使用者の責任は変わらぬわけでございます。ところで、しからば今度の長期給付制度等の新たな制度につきましては、法律上の使用者責任があつて、その裏づけとしての長期傷病者補償であるか、こういう問題になりますと、現在のけい肺等特別保護法がある使用責任というものが法律上規定されておつて、それを受けた特別保護法として現在の特別保護法が存在していないと同じように、今度の労災保険法の新しい長期傷病者補償につきましては、これは労災保険法上の新たな措置でございまして、それに見合う使用者の責任と申します場合に、従来の基準法上の使用者責任に見合う意味の労災保険法の補償費の支給がありまして、そういう意味における使用者の責任はなし、法律的にはそう申さざるを得ませ

ん。ただしからば、根なし草のように全然根柢のないところに長期傷病者補償を行なうのか、こう申されますと、それは言ひまでもなく業務上の負傷、疾病によつて起こりましたところの事故に対しては保険するのでございまして、その根本においては使用者の責任ありということでございます。先ほど労働大臣から御答弁ございました通りでございます。

ところで第二の問題として、しからば労災保険で行なう保険給付と打ち切り補償との関連はどうなるかということが第二の問題でございまして。現在の労災保険法上の打ち切り補償が支払われますと、それが法律的な意味においても全くイコール基準法上の打ち切り補償というふうに考えられておりますが、そのよりどころは基準法の八十四条にあるわけでございます。言ひなれば労災保険法で行なわれまして補償が労働基準法上の補償と同じように評価されるべきかといふか、どういふふうに評価するかといふ一つのふいふを通す必要があるわけでございます。先ほど基準局長から御答弁ございましたように、労災保険法はややもすると責任保険法だ、こういうふうに言われる傾向もございまして、基準法上の補償と労災保険法上の補償とが全く同一であるといふふうに判断せられる傾向がございまして、それは実態的にはそうございまして、法律上には判断いたしました、一応別個のものであり、労災保険法上の補償が基準法上の補償とどのような関係になるか、労災保険で給付を行ないました場合に、それが労働基準法上の補償としてどのよう

に評価すべきかという点は、従来入

る

十四条の規定によってなされておったわけでございます。その点について今後疑義があると困りますので、念のため規定でございしますが、先ほど局長から申し上げましたような点を改正法において明確にいたしまして、その評価をどのようにするか、法律的な考え方をどのようにするかということ、を、改正法の十九条の三におきまして規定しておるような次第でございます。

○佐々木(良)委員 補償内容の問題と、補償責任の所在という問題とは別です。大抵親と子とで必ずしもないとは松野さんも言われますけれども、たとえ憲法において責任なり義務なりという概念を規定する、その責任なり義務なりという内容を憲法以下の法律によって裏づけする場合において、その内容が適切とははみ出ているように見えたり、あるいは少ないように見えたりするというのは、そこが必ずしも完全に一致しておらずともどうもいうことはないでしよう。しかしながら憲法以外の法律によって憲法で規定しておらないものに義務を課せようとするならば、これは非常に問題になってくる。そう思いませんか。従ってこの基準法と労災保険法との関係において、今問題にしているのは補償の内容の問題ではないのです。補償をだれがどういう場合にすべきかというのを決定しておるのは労働基準法です。その基準法による補償の責任を、金がなくなつて私えぬようになつたら困るというように逃げられぬように、なるべく中身通り、中身を持たして補償内容を持たせようというのが保険法でしよう。従って基準法上責任のないものに保険

法によって義務を課し、責任を課することはできないと思う。法の建前からいって、どうしても国としての責任がないでしよう。それならばはっきりと基準法を改正して、一定の使用上の責任に帰せしむべき内容以外のものについては政府も責任を負うべしという法理念がはつきりあるならば別です。そんなものはないじゃないですか。だから今度新しく、国にも責任ありという概念を今度の法律によって加えられたのかと聞いているのです。加えられたのならば、それに相応した改正も基準法の方にもされるべきだ。

それからもう一つは、三年間で打ち切り補償をやった場合には免責されるという書いてある。従って今のような無過失責任を無制限でやることを救済しているのが、打ち切り補償制度による補償責任の解除になっているわけだ。今度はそれがなくなつて、四年でも五年でも六年でも、使用者は責任を持って補償しなければならぬことになってきた。だからその面については使用者の責任を増加されたのか、逆に言うならば三年間の免責というこの建前をはつきりとくずす、こういう建前をとられたのかと聞いているわけです。だからこの法律によって変えることが必要であるかといふこととは別問題なんです。こういう措置が必要であるといふならば、その措置をこの法律によつてとることが工合が悪ければ、他の法律によつてとられればよろしい。今法体系の問題にしておるのであつて、その措置が必要であるかといふこととは私に変わりはない、もっと必要措置を私どもは要求している。その

措置をとるのに労災法の改正という手段がいいかと言つておる。そうしたら、あなた方はいいと言われるから吟味してみても、基準法との関係がちぐはぐになつてくる。ちぐはぐになつていいのかわかれば、ちぐはぐになつていいでもない、悪いでもないような返事をされるから、私にはさっぱりわかりません。

○村上説明員 基準法の災害補償責任と保険法との関係でございますが、この点につきましては、はなはだ恐縮でございますが、外国の立法例などを見ましても、基準法的な使用者責任、そういうものがなければ保険法がないかと申しますと、そういう使用者の裸のままの災害補償責任を規定した法律がなくとも労働保険なり、あるいは社会保険という制度自体の中に補償を行なうような制度を採用しておるという例は少なくないであります。そういう基本になる、裏づけになるところの責任がないにかかわらず、業務上の負傷疾病に対して特定の給付をなすという例は、たとえばこれはレア・ケースでございますが、厚生年金保険の障害年金を見ますと、障害年金は業務外のみならず業務上の負傷疾病に対して支給するわけでございます。そこで厚生年金保険における障害年金の裏づけになる使用者の責任なり、国の責任というものは何かといふ問題になります。と、実定法上のこの保険法以外にそういう使用者責任あるいは国家責任というものを明定した法律はないように思ふわけでございます。従いまして今労災保険法におきまして年金制度を導入いたします際に、その裏づけになる使用者責任が実定法上明確になつていない

からできないのだという議論は成り立たないのではなからうか、かように思ふわけでございます。これは外国の労働保険法なり労働保険法をのぞいてみても、それは私は話がおかしいと思ふ。もとの法律がないものならばいいと思ふ。もとの法律があるのに、同じ内容のものでない責任やあるいは範囲があるとするならば、これは非常におかしいものだと思います。どうしてそういうことになるのか。そして、ともかくも今の基準法、労災法によれば、今のところ明確に使用者の責任といふのは三年で打ち切り得ることになっている。それを今度は新たにその責任をプラスするわけですから、従って従来の建前が変わつてきたということになるじゃないですか。変わつてこないという建前をとるのは、従来の特別保護法の建前とは変わつてこないということなんです。だから、政策なり措置なりといふことについては変わらないうです。しかし法の建前、保険法自身の建前はそれで変わつてきたじゃないか。違いますか。だんだんこつちも頭がこんがらかつてきたけれども……。

○村上説明員 どうも恐縮でございますが、理論的にも非常にむずかしい問題でございますが、要しますに、現在の労災保険法上の打ち切り補償といふものと、新たに設けます長期傷病者補償といふものが全然異質のものでございす。また別な問題も起こると思ひますが、全く異質のものではなくして、現在の打ち切り補償といふものを根底に置いて設けた制度であります。ただ打ち切り補償を越える部分があるということだけでございす。従いまして、その長期傷病者補償の中に実質的に含まれておりますこと

からできないのだという議論は成り立たないのではなからうか、かように思ふわけでございます。これは外国の労働保険法なり労働保険法をのぞいてみても、それは私は話がおかしいと思ふ。もとの法律がないものならばいいと思ふ。もとの法律があるのに、同じ内容のものでない責任やあるいは範囲があるとするならば、これは非常におかしいものだと思います。どうしてそういうことになるのか。そして、ともかくも今の基準法、労災法によれば、今のところ明確に使用者の責任といふのは三年で打ち切り得ることになっている。それを今度は新たにその責任をプラスするわけですから、従って従来の建前が変わつてきたということになるじゃないですか。変わつてこないという建前をとるのは、従来の特別保護法の建前とは変わつてこないということなんです。だから、政策なり措置なりといふことについては変わらないうです。しかし法の建前、保険法自身の建前はそれで変わつてきたじゃないか。違いますか。だんだんこつちも頭がこんがらかつてきたけれども……。

○佐々木(良)委員 従来の法律で義務づけておつたのは、今のあとの問題ならば、それは保護法によつて裏づけておつたのでしよう。保護法の建前は、そういうものができる建前の法律だからです。今度の災害補償法という法律の本来の建前は、そういう概念を含まない法律であつたではないか。だから新たに概念をこでつけ加えられたのか、そういう意味です。

○村上説明員 従来の法律で義務づけておつたのは、今のあとの問題ならば、それは保護法によつて裏づけておつたのでしよう。保護法の建前は、そういうものができる建前の法律だからです。今度の災害補償法という法律の本来の建前は、そういう概念を含まない法律であつたではないか。だから新たに概念をこでつけ加えられたのか、そういう意味です。

それから今のお話を聞いてみると、基準法と労災法は何概念が違つてもいいんだというお話でありますけれども、それは私は話がおかしいと思ふ。もとの法律がないものならばいいと思ふ。もとの法律があるのに、同じ内容のものでない責任やあるいは範囲があるとするならば、これは非常におかしいものだと思います。どうしてそういうことになるのか。そして、ともかくも今の基準法、労災法によれば、今のところ明確に使用者の責任といふのは三年で打ち切り得ることになっている。それを今度は新たにその責任をプラスするわけですから、従って従来の建前が変わつてきたということになるじゃないですか。変わつてこないという建前をとるのは、従来の特別保護法の建前とは変わつてこないということなんです。だから、政策なり措置なりといふことについては変わらないうです。しかし法の建前、保険法自身の建前はそれで変わつてきたじゃないか。違いますか。だんだんこつちも頭がこんがらかつてきたけれども……。

あるのではないか、こういうことを私は繰り返して指摘しておるわけです。しかし一生懸命になって陳弁これ努められる。どうせ大臣もいなくなりましから、これはあしたにしたいと思ひますけれども、今度はさかさまに戻りまして、この労災法の改正という法でやつたために、けい肺審議会が最も強く要請し、求めておるところのけい肺、せきそんに対する特別保護をまつたからしめない状態が私は出てきておると思う。こつちの方がほんとうは大事故なんです。従つて論議をその方向に私は変えていきたいと思ひますが、今の法体系の問題というのは、そういう内容に入る前提として非常に重要な問題でありますので、政府としても十分考へられたらと思う。今のうちに固執されど話がこんがらかつてどうにもならぬ。私はこういう方法も可能かもしれないけれども、もつと職業病法という単独立法によつた方が法体系上よっぽどすっきりする、と同時に、今度は内容を見ていく場合に、こういう労災法の改正というやり方でやられるとなかなか入りにくかつた内容が、単独立法の場合にはほとんど入り得る状態になつて、昭和三十年以来特別保護法として立法されたその考え方を延長していくことになると思ふ。その考え方を延長すれば、法体系としては当然に私は単独法による職業病的なものにならざるを得ないだろうという考え方がお話をしておるのでありますから、どうか一つ今の形式論というものが今度の内容にはつきりとお入りのこと、それを御承知をお願いしたいと思います。それなら法体系の問題で、今基準法と労災法の問題を言ひましたが、私は職業病

法に変えらるべきであるという考え方なんです。しかし労災法改正という立場をとられるならば、それに見合つた基準法の改正も並行的に行なわれなければならぬ、今私の言つてゐるのはそういう考え方なんです。基準法と労災法が車の両輪であるとするならば、あまり振動が強いからというので、これまで鉄の輪であつた車をもう少し振動の少ないいいのしにしようというのかかわらず、労災法の方の片一方の輪だけゴム輪にして、片一方の鉄の輪を残して置いたような格好では、どうにもならぬ状態になりはせぬか。こういうことで法体系という問題を出したわけですから、法体系という形から一、二問題を出しまして、きょうは終わらせていただきたいと思います。先ほどからお話が出ておりましたけれども、社会保障制度審議会の答申の内容をめぐりまして、今労働省としては非常に自慢の形でこういう長期給付、年金制度をとつたというところに非常にみそのあることを言われておるわけです。そのみそには賛成なんです。今言ひましたように年金制をとつたことは賛成なんです。年金制を労災法に入れることに問題を持つてゐるわけです。今の制度審議会の考え方から言つて、年金制というものが、「国民皆保険、皆年金の時代に入つたわが国の社会保障制度が、その総合調整を最も強く要請されておる今日、」と書いてある。社会保障制度全般の建前からいふならば、明らかに今、年金制度というものは総合調整しなければならぬ時代に入つてきておる。総合調整といふことは、ばらばらのものをあまりよくい次々に作るよりも、それらをもつとよくくつ

つけようということだろうと思ふ。うまくくつつけて総合調整をしようという、そういう状態のときに、労働省で今労災法というものの改正によつて部分的な年金制度をとられるということ、は、少なくとも、この社会保障制度審議会が考へておるような社会保障制度を調整して、年金制を調整して、総合的に発展させようという考え方からすれば、これはほんとうは労働大臣の答申を願ふべきことだと思ひます。労働省官吏としてなるべく自分のところの仕事に年金制度を取り入れたいという感じがあらましよう。しかし国の制度自身から言ひなれば、今年年金制度というものを総合調整して、一本にまとめて総合性を持たせようという方向をたどらうとしておるときに、全然別な年金を、しかもひよつとしたらしうろとにはわからぬかもしれぬような労災法の改正というやうな、何条の何をどうというやうなわけのわからぬことを法律の中へすばすばと入れていくというやうなことは、明らかに時代の逆行だと思ひます。そういう話は出ませんでしたが、ちよつと参考のために聞いておきましよう。

○議谷政府委員 わが国の社会保障が全般の総合調整を必要とする段階に来ておることは、私どもその通りだと思ひます。現に昨年総理大臣から社会保障制度審議会に對しまして、そういう一語が出されておるわけでございますが、何分この社会保障制度全般の総合調整といふ問題は、非常に広範な問題でございますので、この結論が出るまで、こちらの特別措置法あるいは臨時措置法に對する手当てをそのまま足踏

みしていいかどうかという問題があるわけでございます。御承知のように特別保護法が二年の時限立法で出されて、その期限が切れたので、さらに二年のこりやく張りとして申しますか、臨時措置法が出された。そこでその臨時措置法の中身としまして、こういう状態ではいけないから、こういうものでなしに、長期的な安定した根本的な対策を立てろという注文が案項の中に政府に對してつけ加えられておるわけでございます。そういう内容を受けて、労働省としましては、法律で規定された期間内にとにかくこつちの必要性の存する、長期の療養を必要とする患者に對しまして、どのような対策を講ずることが一番安定した方策であるかということを検討した結果、現在のやうな改正法案が出された次第でございます。私どもは社会保障制度全般の総合調整が必要でないというやうな考え方は全然持つておらないわけでございます。なおこの今回の年金の構想を労災保険法の中でやることは時代逆行でないかという御指摘があつたわけでございますが、これは先生も御承知のように、諸外国の立法例を見ますと、アフリカとオーストラリアを除きますと、その他の先進国におきましては、すべて労災保険の中で一本で処理しておるのが大部分の実例でございます。またILOにおける条約におきまして、やはりこういう考え方が採られておる次第でございます。従ひまして私どもはそういう国際労働条約あるいは諸外国の立法例等から見まして、今回私どもが考へたこの考え方というものは時代逆行

というやうなものではなくて、大体国際的な水準に近づいた考え方だといふふうに考へておるわけでございます。○佐々木(良)委員 この問題はまた別に言ひましよう。しかし今私の言つたのとあなたの答へられたのは話の筋が違つておる。時代逆行と言つたのは外国の話じゃないのです。日本の話です。日本の社会保障制度審議会の答申を讀むと、日本には年金制度というものが次々にできてきて、それを総合調整しなければならぬ状態になってきておる。日本の制度として総合調整しなければならぬ時代になってきておるのに、新しいこつちの年金を、しかもしろうとはわからぬやうな、従来ある法律の中にすばつとこつちのやうな形でやられるということが時代逆行ではないか、こつちの言つたのですよ。それからもう一つは、年金制度それ自身に反對しておるのではないといふことは先ほどから言つておる通りなのだ。やられるならば、その年金制があくまでも年金制としてやられなければならぬ理由と態勢を整へられてやるべきである。そのために私は職業病法という単独立法を主張してゐるのである。だから今問題にしているのは、この法制のやり方に問題があるのですから、その内容自身に入つたり、それから外国の方に入つてもらわぬやうに――外国の方に入るのなら、ILOの条約を引き出されてきたら、労働省の方が悪いのじゃないですか。あんまりいいところだけ引つ張り出されぬ方がいいんじゃないか。そのILOのことならもつと私の方も引つ張り出しますよ。それはやぶへびですよ。それはやめられた方がよからう。

それからもう一つ先ほどから盛んに話が出て、この答申の中にも出ておりますのは、他の類似傷病とのバランスということが盛んに問題になっておる。バランスよりも、最初の目的がけい肺患者というところでありますかと思ひ、それに焦点を据えられたいと思ひますが、そうあんまりバランス、バランスといわれると、こちちの方からも理屈を言いたくなつてくるのであります。そろそろ改正を予定されているそうですが、船員保険法の障害年金はどこから年金になつておりますか。意地悪い質問だからこちちから答えようか。――時間を省きましよう。バランス、バランスとあまり言われるから、あえて私は言うのだが、船員保険法の障害年金は六級までですよ。今度あなたの方で改正法案として出されておる労災法改正によりまして、年金制度でたぶん三級まででしょう。そしてその障害の等級というのは法律によつて、お医者さんがいるのだからそんなにひどく變つておらぬでしょう。私の方の政審会でもあれを一覽表にしてずっと分析して見ておりますよ。一級というのは今どの法律によつて何が一級になつておるか、三級は何か、六級は何かと今調べて見ている。そうすると、今度の労災法による三級というものも、それから船員法の三級というものも、労災法の六級も船員保険の六級もお医者さんが等級をつけるのだから、あまり大きな差はないはずですよ。それであるのかかわらず、片方は年金の六級まで、それからせつかく今出されようとするあなたの方の改正案は三級まで、全然バランスを失しているじゃありませんか。しかしながら船員

保険法というのは、これは労働省の方ではない、厚生省の方だと言われるのではないですか。厚生省の方と労働省の方とならば、バランズが違ってもいいといわれるなら、役所の方はそれでいいかもしれぬけれども、対象は同一の日本国民を対象にしていることを考えてもらいたくない。受け入れる者は同じ日本国民です。から、同じ日本国民が労働省所管とそれから厚生省の所管とで今のようなバランズをとることの方がもっとおかしいと思う。従いまして、これは意地の悪いへ理屈のようであります。が、あまり形式的な答弁や形式的な理由が並べられておもしろくないから申し上げたわけでありませう。考えておいてもらいたいと思います。

それから先ほど話の出ました法体系という形から見ても、伊藤さんからも話が出ましたが、平均賃金の考え方というのが私はおかしいと思います。これはまた具体的な問題が出てきますから、具体論のところではつきりと申し上げたいと思います。それから同じように、伊藤さんのときに基準局長は答弁されたようではありますが、法体系という形だけからいいうならば、類似傷病を包含して今度の補償のバランスをとられようとしたのでありますから、補償の方のバランスを類似傷病にとられようとするならば、あるいは予防とか健康管理という方にも本来バランスをとらるべきであると思う。従いまして、もし補償の方のバランスをとられるように類似傷病を入れられるならば、健康管理の方は今のところじん肺だけにしておきますけれども、その他の法律でも何でも直して、今度類似傷病等と同じような補償対象にならない

ければならぬとするならば、こつちの
予防だとか健康管理だとかいう方もバ
ランスをとらなければならぬ、こうい
うふうに私は思うわけです。いずれに
いたしましても私はここで申し上げな
いと思いますことは、この法体系とい
うむずかしい言葉を使って、そして法
体系という言葉の中で、何だかこの改
正法案以外には仕方がないようなもの
の言い方をされておるのに私は不愉快
を感じるわけです。むしろ逆に一番も
とに戻つて、けい肺病それ自身が基準
法や労災法による保護では困難だから、

例外的な立法としてけい肺に對する特別保護法を作つた。あのときの狀態は、はつきりと現行の法制では無理だといふ立場から例外的な立法措置をとつたところとした、そういう立場をはつきり

と想起してもらいたい。従いまして、その考え方を発展させてきてせっかく長期給付という考え方に到達しながら、もう一ぺんそれを今の基準法あるいは労災保険というワクの中に押し込めようとするところに大きな矛盾が次々に生まれてくるのではないだろうか。そういう法律的な矛盾が、先ほどから繰り返し言っておりますように、職業病に對する特殊の保護が必要だということを出発点としておりながら、現在ある法体系にとらわれて、実質上の保護対策が結局弱まってくる、こういうことをおそれておるわけであります。ですからでも今度は内容の方の審議に入つて、ほんとうにけい肺審議会が答申しておるところの法体系ではなくて、はっきり予防を徹底してくれ、健康管理をちゃんとして、一ぺんかかった者は一そう悪くならないようなかつこうにしてくれろ、あるいはかかったものが

はつきりと療養できるまで、完全に治癒するまで、補償して直すようにやってくれろ、こういうけい肺審議会の本論、建前としての、自分の職能としてのの答申の内容を、法体系みたいなこととかえってさかさま向きに弱めてしまいう危険性を私ははつきりと感ずる。従いまして質問はまた明日以後に譲りますけれども、どうか一つ問題の出発点をはつきりと考えられて、あまり役所答弁でないように答弁をされて、内容を深められるようにお願いします。

委員長、大へん失礼いたしました。

○永山委員長 次に労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

発言の申し出がありますので、これを許します。堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員　ちようど基準局長がお見えになっておりますから私はできたら、今お答えにならないかもしれませんが、このでデータ、それから基準局におけるこれらに対する分析、今後の処置について承りたい。二点を伺いますので、かたがたデータをいただけたらけっこうだと思います。

一つは旅館に働くところの女中さんの問題でございます。これは全国にとどまらず、いろいろなと見ておるか、それからこの人たちがどういう実態のもとに働いておるかということを基準局はどう分析されておられるかということで、私がなぜこういふことを申し上げるかというと、私たち全国津々浦々、一年の半分くらいは旅行いたしましたして、各地方におけるところの旅館の女中の重労働というものをつぶさに拝見

いたしております。ひどいところになると、修学旅行の子供たちを受ける旅館では、女中さんが夜中の三時に寝て四時に起きておる場合が実際ある。それで、あなた方は寝るのではありませんか、という質問をいたしますと、なかなかどういたしまして、昼は掃除と洗たくで一ぱいでございます。従つてゆうべは一時間半しか寝ておりません、二時は周しか寝ておりませんという女中さんに、私は十人質問いたしますと八人まで出会うわけです。非常に高級旅館で、全国的に名高く、りっぱな設備を持つておるし、さぞやこのうちの女中は待遇がよいだろうと思つてその交代ぶりを聞いてみますと、これもまたかひどいものでございまして、なかなか一流だからよい、いなかの五流、六流だから悪いというのでなしに、一般に封建的な思想でもつて旅館の女中というものを酷使しておる形態が一ぱいあるように思ふのです。これは全国に、基準局長が配置いたしておりますところの各都道府県の基準局を通じて、一体どれくらい監督をしておるのかということの疑問を持たざるを得ないほど、労働時間にいたしまして、賃金にいたしましても私は無視されておるように思う。これは三重県のある町におけるところの女中さんに私が實際質問いたしましたところでございますけれども、私たちには最低固定給というものがございません、従つてもらうものは旅館のお客様からもらうポチだけ、心づけだけでございまして、それが入らないひどいときには、二千円のときもあり、五千円のときもありますけれども、最低固定給というものを旅館からきめてもらつておらない。しかもしに

せになればなるほど、お客さんから私
いました支払いの二割なり一割を女中
の心づけとしてとるといふところのし
きたりがよそでは行なわれておつて
も、お客によい顔をするために、主人
がこれを要求しないといふことになつ
て参りますと、大へんな低収入だ。し
かし子供はかかえておる、私には年寄
りがある、従つて家の子供を學校にや
りながら近くから旅館に通つておるの
でございませうけれども、ひどいもの
だ。こういう告白を聞いておりました、
何とかしてやらなければならぬとこ
ろのこの女子勤労者の一種類として
旅館の女中が考えられる。

それからもう一つ私がお尋ねをいた
したいのは、バスに乗つておるとこ
ろの女子勤労者でございませう。あの人
たちがバスの中で声を張り上げてお客
様に奉仕しておるだけであつた人たちの勤
労時間だと思つておるとすれば大へん
な間違ひでございまして、前後を通じ
て大へんな重労働であるといふことが
非常にはつきりいたしております。こ
れは暑いにつけ寒いにつけ車の守をい
たしておるのがある女子であるといふ
ことが非常にはつきりいたしておりま
す。何時間も立つてバスに乗りまし
て、お客にいい顔をしながら、ときには
全国的なバス旅行などの中に乗つてお
ります。あのバス・ガイドなどというも
のは、八時間労働どころの騒ぎでない
ので、勤務時間に縛られて、今度おりま
したならば、お金の勘定だとか、ひど
いところでは身体検査などを受けてお
る。使つておる側は非常に冷たい使い
方をいたしておるのでございませう。こ
れは大阪や尼崎において最近問題にな
りましたので、基準局におきましても、

少しは何か手を打つておられるかと思
うのでございませうけれども、バス・ガ
イドにいたしまして、労働時間は
もつと厳密に申しますれば、八時間の
二倍になつておるのではないかととい
うような感じをいたしたのでございま
す。しかもバス会社だとか観光会社だ
とか、バスをたくさん持つておる業者
は次々に車をふやしていきまして、き
れいな車でお客にサービスをして、お
りなすけれども、その上に乗つておる
バス・ガイドには一向賃金の値上げも
なければ、重労働の労働時間の短縮も
ないといふような、実に一方的なやり
方であるといふことが、至るところで
私たちに告白されておるのでございま
す。これだけの監督をしていらつしやるか、
また女子の深夜業をどういふふうにか
えていらつしやるか、生理休暇の問題
についてはどういふふうになつておる
か、こういうことについて労働省が
データを持ち、今後どうあらねばなら
ないかといふところの施策を持つて、そ
して女子勤労者をかくかくしかじかの
方向において守つていくのだ、現状は
いけないといふところの反省がこの辺
でなされなければ、資本主義下に搾取
されるところの弱い女子勤労者の立場
といふものはどうも浮かばれないので
はないか、こういう感じがいたします
ので、私は局長にこの際データがあり
ますならば、旅館の女中とバス・ガ
イドについて一つ調査を承り、データを
承つておきたいと思つてございませう
が、ただいますぐお答えになれます
かどうか。

○滋谷政府委員 資料につきまして
は、手元に持つておりませんので、後
日調査いたしまして提出することにい
たしたいと思ひます。
そこで最初に旅館に働く女中さんの
労働条件の問題でございませうが、こ
れは確かに御指摘のように、わが国の旅
館における女中の労働時間といふもの
は非常に長時間になつております。こ
れは、またその賃金等についても決して
十分なものではないといふことは私も
も承知をいたしております。そこで基
準局をいたしましては、特にこの女子の
深夜業の廃止及び長時間労働の排除と
いふことを――本年度は五つの重点事
項といふものを掲げてございませうが、
その中の一つの大きな重点事項に取り
上げて、本年度の当初以来指導監督を
実施してきておるのでございませう。日
本の旅館の従来のしきたりと申しま
すか、慣行と申しますか、使用者側の責
任も当然あるわけではございませうが、
同時にこれを使用するお客の方にも、
たとえば十時以降は女中に用事を言
ひつけたいといふといふような張り紙
があるにもかかわらず、酒に酔つぱ
らつて一時女中を起こして用事
を言ひつける、こういうような実例も
相当あるようではございませうので、こ
れは両面相対して働く女中の労働条件の
向上をはかつていく必要があるといふ
ふうに考えるものでございませう。
なお基準局におきましては、この旅
館に働く人々の一斉週休制というよう
な問題も取り上げて、これを逐次実現
するようになつて指導をいたしておる
ようになつてございませうが、今後とも
実際に短期間に一挙にこれを改善する
といふことはむずかしい実情のよう
でございませうけれども、御指摘の通り旅
館の女中の就業状態といふものには相

当改善を要するものが多々ございませ
うので、私も今後ともこの点につい
ては十分注意をして指導あるいは監督
をして参りたいと思ひております。

なお次のバス・ガイドの問題でござ
いませうが、これは最近観光バス等が非
常に路線が長くなりまして同時に、他
国国民の生活水準が上がつて参りまし
たために、これらの観光バスを利用す
る者が非常にふえてきた。両面相対
してバス・ガイドの長時間労働、さら
に深夜業の面が相当露骨に現われてき
たわけではございませう。そこで、基準局
といつたしましては、三十三年からのこ
の面についての監督を相当きつくり、各
業者に対して警告をし、指導を加
えてきております。そこで三十四年一
年間を猶余期間といつたしまして、その
間にバス・ガイドの深夜業を廃止する
ような措置を講ずるようになつていくこ
とで、これは相当きつくり監督をいたし
てきております。最近におきましては、
これらの業者の団体である日業協と申
しますか、その方面におきまして、
私どもの意向を体しまして、目下私鉄
総連との間にも、どのような具体的な
措置を講ずることによつてバス・ガイ
ドの深夜業を廃止していったらいいか
といふような具体的な措置についての
話し合いも熱心に行なわれておるよう
な状況でございませう。私も先般も
もだつた府県の基準局長を集めまし
て、それらの状況なり、今後の監督方
針についての打ち合わせも行なつたよ
うになつてございませう。従いまして、
私もこれらバス・ガイドの長時
間労働、さらには特に深夜業の問題に
つきましては厳正な態度をもつてこれ

が監督、是正に当たつて参りたいと思
ひております。

○堤（ツ）委員 これは今国会中に、で
きたら四月中旬くらいに資料を出して
いただきたいと思います。全国各都道府県末
端市町村に至る、たとえば二人か三人
しかおらないところでも、旅館の女中
といふものが一体何人おられるか、そ
れから年令別にどうか、それが独身で
あるか、主人持ちであるか、それから未
亡人であるか、独身の女性であるか、こ
ういふような数を調べていただきた
い。それからきたら平均何時間労働
になつておるか。もちろんこれはシー
ズン・オフになつたならば、たとえ
ば北海道の旅館の女中などといふもの
は、夏は非常に忙しかつても、冬はひ
まであるといふような事情も私はよく
わかりますが、そういうところを平均
いたしまして、常識的にどういふもの
か。私は一人々々に返答させればでき
ると思ひます。私がなぜこういふこと
を申し上げるか申しますと、観光地
へ行つてごらん下さい。どこの旅館へ
でも行つてごらん下さい。みんな豪華
な新築、増築をし、別館をこしらへ、出
先をこしらへて金もろけをしてい
る。中で働いておる女中の待遇とい
ふものは一向よくならないのです。出先
の婦人少年局長などといふものは非常
に獅子奮迅の努力をいたしておりま
すけれども、女中さんが夜ごんなこと
ろに寝ておるか、行つて見せろとい
つてもなかなか見せないといふのが経営
者の実態で、私の地元の遊覧の婦人局
長なども非常に熱心によつておられ
るけれども、こぼしております。肺病

で倒れた、過労で倒れた、かぜを引いてなならないで物置き小屋のようなところに寝ておる。それが県下の一流旅館というようなこともあるのでございまして、私はまことに遺憾に思ふのでございす。ですから、今局長がお答へになりましたけれども、たとえばお客にサービスしなければならぬ。外人の客と違つて、夜中の十時過ぎでも女中をたたき起こして使うというようなことになるといひますれば、業者も夜中のサービスをしなければ成績を上げていくことができないというならば、朝の四時に起きて働いた女中は昼の十二時に交代をさせる、昼の十二時に交代した女中は八時に交代し、八時過ぎから働く女中は四時間をもつて八時間とするという切りの切りかえをいたしたならば、これは旅館業者は同じような水揚げをしなから事業を回転していくことができるのでございす。その点は、経営者は欲が深いから、朝四時に起きた者も夜中の十時まで使つておるから、ここに問題があつて私は基準局長にこういうことを申し上げておる。ですから、その横におる係官はむずかしい顔をしていらつしやるけれども、真剣にやつていただきたいと思ふ。交代をはつきりとやる。あなた方はその人たちの最低賃金を最低賃金法に照らしてはつきりと打ち立てるやうにやつてもらわぬといけない。私たち基準局の出身で拝見しておりますと、一ぱい酒を飲まれて、あちらの大きな事業所、こちらの旅館でトラになつてごまかされ、監督がお留守になつておる。私はこういうことはけしからぬと思うのでございまして、労働省は少しあるんではないかと思ふのでござい

います。基準局長はもう少しこういう点に観点を置かれて嚴重な監督をしていただかなければならぬ。これはパス・ガイドにつきましても同じこととてございまして、一つ数、それからアンケート、こういうものをおとりになつて、良心的な統計を出していただきたい。どうしても基準監督局でこれが監督できないならば、こういう特定の人たちを守る法律を国会議員が良心を持つて作らなければならぬといふくらいに考へて私の党では取り組んでおりますので、御覚悟の上、調査御報告をいただきますと思ひます。

○滋谷政府委員 ただいま先生から全国の旅館の従業員について非常に詳細な御注文があつたのでございす、そういう非常に詳細にわたつた調査となりますと、ちよつと簡単にはまとまりませんので、一応現状におきまして私どもが努力をしまつたといふところ、さしあたり資料を出させていただきますと思ひます。

それからただいまのお話の中に、監督官が業者に飲まされて監督をいかにげんにしておるといふようなお話がございしましたが、そういうことがもしあつたとすればきわめて遺憾なこととてございまして、私も監督の任に当たる者はそういうことがあつては断じていけないわけとてございすので、そういうことが絶対にないやうに、それは私の方で嚴重に指導いたします。

○永山委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会